

---

令和4年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第3日)

---

議事日程 (第3号)

令和4年3月9日 午前10時00分開議

日程第1 発議第1号 ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、  
恒久平和を求める決議について

提出議員 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・可決

日程第2 一般質問

15番 土谷 勇二 議員

12番 鵜瀬 和博 議員

1番 森 俊介 議員

4番 山口 欽秀 議員

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

---

出席議員 (16名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	12番 鵜瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 土谷 勇二君	16番 豊坂 敏文君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉井 弘二君 事務局次長 山川 正信君

事務局係長 折田 浩章君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	西原 辰也君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

---

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。長崎新聞社ほか1名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 発議第1号**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、発議第1号ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。12番、鶴瀬議員。

〔提出議員（鶴瀬 和博君） 登壇〕

○提出議員（12番 鶴瀬 和博君） 発議第1号、令和4年3月9日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。提出者、壱岐市議会議員鶴瀬和博、賛成者、壱岐市議会議員森俊介、同じく中原正博。

ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議について。

本市には、ウクライナ出身で市内中学校の外国語指導助手小野ヤーナさんがお住まいになっております。今回のロシア軍の自国ウクライナ侵攻により、毎日、親族、友人等の安否を心配されております。

今回のロシア軍侵攻は、緊張が高まるアジアの状況も鑑みれば、決して他人事ではないと思います。よって、上記議案について、壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出をします。

ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議。

ロシア軍は2月24日、国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナへの全面的な侵攻を開始した。さらにその後、民間人を含め多数の犠牲者を出し続けている。これは明らかに国連憲章に違反し、世界の安全保障と国際秩序を脅かす侵略であり、断じて容認できない暴挙である。よって、本議会は、ロシア軍によるウクライナへの攻撃と主権侵害に強く抗議するとともに、ロシア政府に対し、武力行使の即時停止とウクライナ領土から直ちに全ての軍隊を完全に撤退させること及び誠実に国際法を遵守し、平和的に対応することを強く求める。

また、政府においては、唯一の戦争被爆国として核兵器による惨禍を再び繰り返すことがないよう、積極的に国際社会と連携しつつ、毅然たる態度でロシア政府に対し、厳格かつ適正な措置を講じられるよう強く要望する。

以上、決議する。令和4年3月9日、長崎県壱岐市議会。

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（鵜瀬 和博君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、15番、土谷勇二議員の登壇をお願いします。

〔土谷 勇二議員 一般質問席 登壇〕

○議員（15番 土谷 勇二君） 皆さん、おはようございます。3月議会一般質問初日1番目ということで、よろしくお願いをいたします。

先ほど可決しましたロシア軍のウクライナ攻撃の件ですが、民間人を含め多くの犠牲者を出していると毎日のニュースで報道がっております。また、核兵器の準備や原子力発電所にも攻撃の対象と核兵器と同じ能力があると思われまます。日本も多くの原子力発電所があり、攻められると考えますれば、やはりぞっとする思いであります。また、まだ収束のつかない新型コロナウイルス感染症など、世の中はいまだ混沌とした状況が続いております。

長崎県におきましても、2月に知事選挙が行われ、長崎県のため、また離島のために御尽力を頂きました中村法道知事が退任されました。本当にお疲れさまでした。また、新しく就任されました大石新知事におかれましては、若さを生かされまして、長崎県の課題である人口減少対策、離島振興のために新しい感覚で頑張ってくださいたいと思っております。特に大石知事は五島出身で離島のことはよく分かっておられると思いますので、大変期待をしているところです。

それでは、通告に従いまして、15番、土谷勇二が一般質問をさせていただきます。質問は大きく3点でございます。

最初1点目に、離島振興法改正延長についてをお尋ねをいたします。

昭和28年制定された離島振興法は、国土の保全等において重要な役割を有しているものの、産業基盤及び生活環境の整備等が、ほかの地域に比較して低位にある離島について、その地理的及び自然特性を生かした振興を図るための特別措置を講ずることを目的とした法律でつくられております。令和5年3月で期限を迎える離島振興法、長崎県も昨年の8月から意見書策定スケジュールなどを国に提出されていると思っております。

今年、令和4年2月10日、離島振興法改正・延長実現決起大会が加藤政務官をお迎えして開催されております。主催は4団体、離島振興対策都道府県議会議長会、離島対策協議会、全国離島振興市町村議会、全国離島振興協議会の4団体であります。過疎化、高齢化に加え、割高な流通生活コスト、航路・航空路の廃止・減便、医療従事者などの不足も相まって離島の定住環境は著しく悪化しております。これの議決内容というのが、令和5年3月で失効する現行離島振興法を拡充強化し、離島へ定住促進や国の責務を明確にした上で、有効期限を最低10か年とする改正離島振興法を目指し、開催中の第208回通常国会において必ず成功させるということでした。

2番目に、改正法は、維持可能な離島地域の実現に向け、離島定住に即応し得る次の項目の内容を包含するとのこととです。

1番目に、離島独自予算確保と国庫補助率のさらなるかさ上げ、2番目に、離島活性化交付金の拡充と増額、3番目に、離島自治体の行政基盤の強化、4番目に、離島振興に資する各種制度の基準の緩和、5番目に、離島航路・航空路に対する財政支援の強化、6番目、離島医療・介護

福祉・保健サービス確保体制の強化、7番目、離島教育の確保と修学生支援の強化、8番目に、離島高速情報通信環境整備の促進などがございます。

多くの国会議員が出席されており、公明党の山口代表も2022年末に期限を迎える離島振興法を改正し延長・拡充すべき、公明党として同改正を柱とした新たな離島振興ビジョン2022を策定したと報告がっております。具体的に遠隔医療など離島におけるデジタル化、再生可能エネルギーの活用を進めたいと話したとニュースで取り上げてありました。

また、平成29年4月から有人国境離島法が施行され、5年が経過しております。航路・航空路の運賃低廉化、輸送コストの支援、滞在観光の促進、雇用機会の拡充と各種施策が実施されております。これもフェリー運賃、ジェットフォイル運賃、航空機運賃など、5年もたちますと今の運賃が当たり前ようになってきております。しかしながら、国境離島法も10年の期限付きの時限立法であるということをお忘れにはならないと思っております。さらなる延長をお願いをしなければならぬと思っております。この支援制度を活用しながら、地域皆さんと協働して人口減少歯止めをかけるべく取り組まなければならぬと考えております。

そこで、3点お尋ねをいたします。

離島振興法の改正・延長要望の進捗状況は。

2番目に、離島振興法による今までの成果は。特に平成25年度施行された離島活性化交付金の成果とこれからの取組について。

3番目に、平成29年施行の有人国境離島法による壱岐市の成果と今後の取組についてお尋ねします。よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 土谷議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。

白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 15番、土谷勇二議員の御質問にお答えいたします。

離島振興法改正・延長についての御質問でございます。1点目の離島振興法改正・延長の進捗状況について、私のほうから御答弁申し上げます。

離島振興法は、昭和28年に議員立法により10年間の時限立法として制定され、以降10年ごとに改正・延長がなされてまいりました。現在は、平戸市になっておりますけれども、当時、北松浦郡田平村出身の綱島正興衆議院議員の御努力で成立した法律でございます。全国離島センターには綱島先生の胸像が飾ってあるわけでございますけれども、現行の離島振興法は平成25年4月に改正・延長されたもので、令和5年3月末で期限を迎えることとなっております。前回は私も全国離島振興協議会長として要望活動の中心となつたところでもありますけれども、離島地域におきましては、この法律により離島活性化交付金の活用のほか、国庫補助金等の補助率

の優遇措置や税制上の特例措置など様々な特例優遇措置を受けている状況にあるため、議員おっしゃられるように、本市はもとより全国離島にとって、なくてはならないものとなっております。

離島振興法改正・延長の要望につきましては、県内関係市町の意見、要望を取りまとめた新たな離島振興法に関する意見書を令和3年9月に策定し、令和3年12月10日に長崎県知事をはじめ長崎県離島振興協議会長等による国への要望活動が行われております。

要望の内容といたしましては、離島地域において、社会の変化に対応した活力ある地域社会を実現するためには、新技術の活用による離島の特性を生かした新たな日常の実現と離島がその受皿となるための情報通信基盤の整備、地域づくりの担い手不足の解消に向けた関係人口の創出、地域の問題解決と持続可能な地域社会実現のためのスマートアイランドの推進、離島地区の豊富な資源を利用した再生可能エネルギーの活用、生活環境整備や航路・航空路の維持確保、物資の流通等に要する費用の低廉化といった持続可能な地域社会の維持や条件不利性を克服する取組など、次の時代に合った政策を講じていただくよう、新たな離島振興法の制定を要望するというものであります。

その後、先ほどお話がありましたが、令和4年2月10日には、全国離島振興協議会をはじめ離島関係4団体主催による離島振興法改正・延長実現総決起大会が、時節柄ウェブ開催をされました。私もリモートで出席いたしました。この決起大会においては、離島振興法の改正・延長に関する決議が採択されるなど、今国会での成立を目指し、本法改正実現に向けた動きは、今後さらに活性化していくものと考えておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） おはようございます。土谷議員の2番目の御質問、離島活性化交付金の成果とこれからの取組について、御答弁をさせていただきます。

離島活性化交付金は、離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るために創設された交付金で、本市では、平成25年度から毎年活用し事業に取り組んでおります。

対象となる事業は、海上輸送費の低減や戦略産業の育成による雇用拡大等を図る定住促進事業、観光の推進等による交流拡大を図る交流促進事業、地域防災力の向上等による安全安心な定住条件の整備強化を図る安全安心向上事業の大きく3つを支援する制度となっております。

補助率は、地方公共団体が行う場合は、事業費の2分の1、民間団体が行う場合は、事業費の3分の1が交付されることとなっております。令和2年度までの8年間で事業費ベースで16億5,269万8,000円、交付金ベースで7億8,304万2,000円の活用実績があり、令和3年度につきましても、総事業費1億2,061万1,000円、交付金額6,621万

8,000円の計画で8つの事業に取り組んでいるところでございます。

現在までの事業内容を申し上げますと、定住促進事業の中の離島輸送コスト支援事業では、壱岐島への定住促進を図るため、戦略産品と位置づけた産業への海上輸送経費支援により、産業の育成、雇用拡大などの定住促進に取り組んでいるところでございます。

支援内容といたしましては、焼酎、衣類、寝具、魚介、加工品ほか2品目の島外への移出に係る経費及び容器、織物などの繊維類、加工用原料ほか2品目の島内への移入に係る経費についてとなっております。

令和2年度の支援実績は、移出支援2,229万7,000円、移入支援1,696万9,000円、合計3,926万6,000円となっており、輸送コストの低減によりまして、従業員の給与所得の向上や生産力向上のための設備投資、新たな商品の開発や販売促進経費など戦略産業の活性化と雇用の面に大きく寄与しているものと認識をしております。

次に、交流促進事業では、観光振興交流人口拡大のため、ラジオ、テレビ等を活用した主要特産品のPRや新型コロナウイルス感染症の影響により変化した旅行ニーズに対応した新しい観光の確立のため、近県地域との連携を基軸とした安全安心なしま旅のPR及び誘客の仕掛けづくり、離島留学費用の助成・PRを実施しております。観光客延べ数、観光客数、外国人宿泊客数、観光消費額につきましても、平成25年度より本交付金を活用したことで一定の成果が出ておりましたが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により人の往来が停止し、観光産業は大きな影響を受け厳しい状況下にありますので、今後も引き続き、本交付金を活用し、早期の観光需要回復と安定化を図るための事業を進めてまいります。

最後に、安全安心向上事業では、防災対策の推進に関する事業として、防災マニュアルの作成や大谷体育館耐震工事、壱岐島開発総合センター非常用発電機整備工事など防災拠点施設の整備を実施しており、今後も本交付金を有効に活用し、災害に強い地域づくりとして各防災拠点の整備を進め、防災体制の強化及び自主防災の体制の確立を推進してまいります。

次に、土谷議員の3番目の御質問、有人国境離島法による壱岐市の成果と今後の取組についてお答えをさせていただきます。

平成29年度に創設されました特定有人国境離島地域社会維持交付金では、航路・航空路における島民の運賃低廉化、輸送コスト支援、滞在型観光の推進、雇用の拡充の4つの柱についての支援が盛り込まれ、離島の地域社会を維持するために、継続的な居住が可能となる環境を整備する上で、本市においてもなくてはならない制度となっております。

まず、運賃低廉化事業につきましては、航路・航空路運賃がJR並みの割引が適用され、国境離島島民割引カード交付数は2万4,000枚を超えており、平成29年4月の法施行後から令和4年1月まで4年10か月で、国境離島割引の利用者は延べ人数で110万人を超えておりま

す。

次に、輸送コスト支援につきましては、平成29年度から令和2年度までの移入・移出に対する補助実績額は、農産物が2億2,470万5,000円、水産物が2億1,630万8,000円となっており、本輸送コスト支援により生産コストの縮減が図られることで、農家・漁業者の生産意欲は継続的に向上し、産出額の維持及び所得確保につながっております。

次に、雇用機会拡充事業の成果につきましては、本事業開始の平成29年度から令和3年度まで事業実施者件数として89件であり、創業が9件、事業拡大80件の内訳となっております。

補助金の交付額としましては、平成29年度から令和2年度までの実績額として、8億436万2,000円であり、そのうち市負担分としては1億4,587万3,000円でございます。

また、雇用状況につきましては、平成29年度から令和3年度までの雇用計画人数280人に対し、現在219人の雇用が確保されており、人口減少対策等に対し大きく寄与しているものと認識をしております。

年々申請事業者も増えており、ニーズの高さを非常に感じているところでございます。今後の取組については、令和4年度においても、令和3年度同様の予算を計上しており、また、本事業の幅広い活用を図るため、島外への発信と島内の様々な産業に対して、関係機関や部署と連携し、制度周知を行っており、採択後の事業者については、事業が効果的に実行できるよう、助言、指導、モニタリングを行っているところでございます。

次に、滞在型観光促進事業の成果につきましては、同じく平成29年度から令和2年度までに、本事業の核となる体験プログラムの23もの構築ができ、また県及び県内離島市町連携による誘客促進施策であります長崎県国境離島地域しま旅滞在促進事業において、本市への送客実績が5万6,484人であり、本市の観光振興に大きく寄与しております。

今後の取組としましては、長崎県国境離島地域しま旅滞在促進事業の継続に加え、新たな取組として、市内の観光事業者連携による体験プログラムの構築及び情報発信に対する支援施策として、滞在型観光旅行商品造成事業、また、日本遺産ガイド育成事業を実施することとしており、引き続き観光振興に向け、本事業を最大限活用し取り組んでまいります。

今後の取組についてであります。国の基本方針に基づき、令和4年度から令和8年度を期間とする長崎県特定有人国境離島地域の社会維持に関する計画の後期計画の策定を進めており、平成29年度から令和3年までの前期計画期間において、問題の解決などに至らなかった部分や、近年では新型コロナウイルス感染症の拡大により特定有人国境離島地域と地域外との往来の減少、インバウンド観光客の減少など、これまでになかった新たな課題への対応を迫られるなど、特定有人国境離島地域を取り巻く社会環境は刻一刻と変化していることから、引き続き本交付金を有

効活用し、各種施策の推進に全力で取り組んでまいります。

また、令和3年12月9日には、老岐市国境離島新法制定民間会議が開催され、5年後に期限を迎える本特別措置法の恒久化や期限の延長に向けた要請活動の取組強化など、今後の活動についての確認が行われました。

この法律は、人口減少対策に取り組む本市をはじめ、全国の国境離島地域において、非常に大切に重要な法律でありますので、今後時期を失することなく、法律の改正・延長及び制度の拡充を関係機関と連携し、国に求めてまいります。

以上でございます。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 土谷議員。

○議員（15番 土谷 勇二君） ありがとうございます。詳しい御答弁ありがとうございました。市長もありがとうございます。ぜひとも延長は離島の命でございますので、またやっていただきたいと思っております。いろいろな活用でございます。こういう離島活性化交付金も定住促進などでどこの離島も思うように人口が増えていないのが現状だと思っておりますが、これがかつたら特に離島はやっていけないと考えております。できましたら、継続できる事業は継続していただき、これから新しい時代に合ったデジタル化、再生可能エネルギー、特に洋上風力発電等の実現に向けて、併せて海底ケーブル等も考えていただければと思っております。

また、令和3年10月に発表された、令和3年度特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の内訳決定というのがホームページで出ておりました。8都道県15地域71島ですかね、総額が49億5,000万円、運賃低廉化が15億7,000万円、輸送コスト支援が13億8,000万円、雇用拡充が13億7,000万円と滞在型が6億円となっております。長崎県全体で57.9%、半分以上が長崎県が使っております。そして、長崎県は老岐、対馬、五島市ですね。その次に新潟県が52.2%、佐渡市1島でございます。その次が鹿児島市13.3%、これは5つの島で、あとの残りが5つの都道県となっております。

また、運賃と輸送コスト、離島で一番多いのが、交付されているのが、五島市29.7%、約14億7,113万9,000円となっております。次が対馬市の18.4%、9億1,069万9,000円、次に佐渡市が7億5,271万6,000円、その次が老岐市で9.8%、4億8,353万7,000円となっております。運賃や輸送コストは五島、対馬、佐渡は遠いので運賃は高いのは当たり前、補助金も高いのは当たり前と思っております。雇用拡充では、佐渡が4億645万4,000円で一番ですね、次に五島市が4億581万3,000円、老岐市が1億8,157万6,000円となっております。人口も少ない、雇用のあれでも五島市、佐渡市の半分でございます。

次に、滞在型観光でも五島市が2億2,049万1,000円ですかね、壱岐市が1億249万3,000円、これも五島市の半分ですね。五島市は、やはり谷川先生のお膝元でありますので、発破をかけられてどんどん使うように攻められていると思っております。

こういうコロナ禍ではございますが、やはり壱岐市になくてはならない離島振興法と国境離島法でございますので、引き続き延長を求めて、さらなる拡大とか拡充をしていただきまして、壱岐市が潤うようにやっていただきたいと思います。再質はしませんので、よろしくお願いいたします。次の質問に移ります。

次に、高齢者の交通手段についてお尋ねをいたします。

高齢者交通弱者である免許のない方々、買物や通院時の交通手段の現状は、今のところバスかタクシーであり、一部の地域ではコミュニティバスが通っておりますが、地域的にバス停まで遠く充足されていないエリアがあります。また、高齢者の免許証の自主返納を求める動きも大きくなっています。今後、団塊の世代の方々が免許証の返納をされる5年から10年後を考えますと、交通弱者の増大は明らかで、本市にとっても今後重要な課題の一つであると考えます。返納者が増えれば、バスを利用する人はよいのですが、タクシーの利用では負担が大きい。高齢者交通弱者が利用しやすいようにしなければならないと考えますが、今後の取組をお尋ねをいたします。

1番目に、コミュニティバスをどの地域まで実施するのか。

2番目に、バス路線はほとんどが県道、主要道路であり、バス停まで遠く利用しにくい、手押し車でバス停まで行ってある方もおられます。改善はできないかとお尋ねをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 理事者の答弁ございますか。総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 15番、土谷議員の質問にお答えをいたします。

1番目のコミュニティバスをどの地域まで実施するのかという御質問でございますけれども、基本としているところは、平成31年3月に策定をいたしました壱岐市地域公共交通再編実施計画でございます。

当該計画においては、初山地区及び箱崎地区を重点地域と設定し、現在、予約制のコミュニティバスの導入を進めているところでございまして、御承知のとおり初山地区につきましては、昨年11月に市内初となるコミュニティバスオレンジバス号の運行を初山地区まちづくり協議会の管理運営の下開始をしております。箱崎地区は、令和4年度中の運行開始に向け、現在、箱崎まちづくり協議会において運行準備の取組を進められているところでございます。

初山地区のオレンジバス号の運行実績、利用者の延べ数でございますが、令和3年11月の利用者は、11月19日からの運行開始でございますけれども、72人、うち75歳以上の高齢者が39人、12月が利用者93人、うち高齢者70人、令和4年1月が利用者92人、うち高齢

者73人、2月が利用者127人、うち高齢者118人となっております。

当初計画では、令和3年度の実績見込みを5か月間で300人と見ておりましたけれども、目標値は既に達成をしているところでございます。また、地域及び利用者からの声も好評でございます。

モデル地区での実証からも、コミュニティバスの導入は、本市において効果的な取組と考えておりますが、導入に当たっては、どの地域でも導入できるというのではなく、公共交通の空白地域を有し、利便性が悪い地域であること、そして既存の地域公共交通である路線バスやタクシー等と共存した形であることが前提となります。そのため今後ほかの地域からコミュニティ交通の導入について要望がございましたら、その地域との協議を行うことと併せまして、壱岐市地域公共交通活性化推進協議会において検討を重ね、導入地域として認定されれば、路線バス事業者やタクシー事業者等にお諮りをし、御同意を得た上で運輸局等への申請をするという運びになります。その際には、現在運行されております初山地区の取組につきましては、成功したモデル事例として参考にさせていただくことになると考えております。

次に、2番目の質問、自宅から路線バスの停留所までの距離が遠いことに対する解決策についてでございますが、壱岐交通株式会社が運行されております路線バスは、議員御指摘のとおり、そのほとんどが国道や県道、市道においても地域の主要な幹線道路がコースとなっております。また、バス路線よりもきめ細やかな移動手段といたしましては、既存の公共交通機関であるタクシーの利用になろうかと思っております。

そうした中で交通弱者の移動手段の確保につきましては、壱岐市に限らず日本全国どこの地域においても大きな課題となっており、近年、高齢者の交通事故は全国的な社会問題となっており、運転免許証の返納が加速化することも考えられ、高齢者の移動手段確保については、今後より一層深刻になると予想されます。

議員御指摘の運転免許証返納者の壱岐市内の状況でございますが、平成28年が52件、平成29年が106件、平成30年が85件、令和元年が94件、令和2年が93件と議員の推測のとおりでございます。

その解決策といたしましては、先ほどの御質問で御答弁いたしました但、コミュニティバスの導入も地域によっては有効な方法と考えております。コミュニティバスの場合、全てではございませんが、幹線以外の公道に面した居宅の門口での乗車も可能でございますので、運行管理におけるサービス向上の取組として十分に対応できる範囲であると思っております。

また、移動販売などの買物支援等も、移動手段が限られている高齢者の方に対しましては非常に重宝されているところでございまして、既に壱岐市内でも一部の民間のスーパーなどで実施をされております。加えて買物支援対策として、まちづくり協議会と民間事業者が連携して取り組

まれている地域もございます。

御紹介をさせていただきますと、三島まちづくり協議会では、令和元年12月から一人暮らしの方に限らず、車をお持ちでない方を対象に、利用者が電話注文した商品を店側がフェリーみしまに商品を乗せ、各港に到着後、その商品を集落支援員が自宅まで届けるというサービスを実施しております。実施頻度といたしましては、各島週1回実施をされておるといふことでございます。

次に、筒城まちづくり協議会では、令和2年1月から独居高齢者、免許返納者、そして車をお持ちでない方、障がい者、要介護者のいらっしゃる世帯などを対象に毎週月曜日、移動販売事業者と集落支援員が連携して巡回販売が実施をされておるといふことでございます。そのほか他地区においても、準備段階のところもあるといふことございまして、非常に素晴らしい活動であると思っております。

今後も交通弱者の方の移動支援対策につきましては、より具体的・効果的な取組を交通計画の見直しなども含め、市、地域、民間の連携も図りながら十分検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 土谷議員。

○議員（15番 土谷 勇二君） 御答弁ありがとうございます。詳しく説明をしていただきまして、やはり今後の取組が、どうしても免許返納者が多くなれば、今は70代で59.3%の人が自家用車でほとんどの病院、買物は行っておりますが、70代で59.3%、80代で23.4%、この人たちが5年、10年後にはまた大分減っていくと思うとですね。そして、団塊の世代の人たちが送り迎えをしていた人たちがだんだんといなくなり、少しでもやっぱり今からは交通の課題と思いますので、コミュニティバスが初山地区は走っております。評判もいいので、どんどん今から免許返納と一緒に増えていくと思います。他地区も私がこれを聞いたのは、渡良とか沼津とか猿岩とか、あの付近の方々はバス停までが1キロぐらいあるとやないですかね。それでよかなあちゅうことで、ほかのどこも、もし走られれば――。交通さんと一緒にコミュニティバスみたいな週1回でもいいけん、その辺を走らせるような体系も必要じゃないかなと。民間と一緒に公共交通を考えていったらと思ひまして質問をさせていただきました。あと9分ぐらいしかありませんので、次に移りたいと思ひます。ありがとうございました。

3番目の質問に入ります。安全な交通路の確保についてお尋ねをします。

千葉県八街市で下校途中の小学生の列に飲酒運転のトラックが突っ込み、児童5人が死傷するという大変痛ましい事故が起きたと新聞でありました。この事故を受けて、菅総理は、交通安全

対策に関する閣僚会議を開催し、文部科学省、国土交通省とともに通学路の合同点検を実施することを通達しております。いろいろまだありますが、質問に移ります。

1番目に、令和3年7月に文部科学省から通達された通学路における合同点検実施についてへの対応は。

2番目に、壱岐住民と通学路危険箇所の共有について。

3番目に、壱岐市通学路交通安全プログラム評価について。

4番目に、平成30年6月に発生した大阪北部地震によるブロック塀の倒壊を受けて、通学路の点検調査を行われ、危険な箇所のブロック塀撤去作業が当時は急速に行われていたと思いますが、現在の状況についてお尋ねします。

○議長（豊坂 敏文君） 教育次長。

〔教育次長（西原 辰也君） 登壇〕

○教育次長（西原 辰也君） 15番、土谷議員の通学路確保についてお答えいたします。私のほうから1点目から3点目まで答弁を行います。4点目につきましては建設部のほうから答弁いたします。

まず、1つ目の昨年7月に文部科学省から出された通学路における合同点検実施についてへの対応ですが、本市では、毎年、学校、警察、道路管理者、教育委員会による合同通学路点検を実施しています。今年度は昨年8月に5日間、18小学校区の69か所79件を点検いたしました。また、今回の点検におきましては、千葉県の事故を受け、次の3点を新たな視点とするよう要請されました。

1点目は、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路等で、車の速度が上がりやすかったり、大型車の進入が多かったりする箇所。2点目は、過去に事故には至らなくても、ヒヤリハット事例があった箇所。3点目は、保護者や見守り活動者、地域住民等から市町村へ改善要請があった箇所です。点検後は、その結果を受け、道路環境の改善やパトロールの強化等、それぞれの機関ですべき改善策や安全策を検討し、その実施を進めております。

学校におきましては、合同点検によって見出された問題点とそれに対する関係者からの助言を基に、安全に登下校するための行動を児童生徒に対して指導を行っております。例えば道路を横断する際には、はっきりとドライバーに渡る意思を示す。幅の狭い歩道は横に広がって歩かない。信号待ちの際には、安全柵等があればその後ろで待つなどでございます。

2つ目の地域住民との通学路危険箇所の共有につきましては、地域も子供たちを見守っていただく上で大切なことと考えます。そのため自治公民館の代表者も合同点検に立ち会っていただくことで、地域の状況も具体的に把握ができます。ただ、様々な都合により、各立場の方が点検日にそろうことは難しいことが多いため、学校は学校支援会議、学校運営協議会等の場で通学路や

児童生徒の登下校の状況を伺うことを通して地域との情報共有を図っております。

また、学校だより等を通して、合同点検の結果を周知するとともに地域での登下校の見守りをお願いしております。

3つ目の質問、岐阜市通学路交通安全防犯プログラムでは、4つのPDCAサイクルを繰り返して行くことで通学路の安全度の向上を図っております。

御質問の岐阜市通学路交通安全防犯プログラムの評価は、このPDCAサイクルのうちのチェック、対策効果の把握のことを指していると捉えてお答えいたします。

道路環境を改善していく立場にある県振興局や市建設部は、市のホームページに対策箇所の実施状況を公表しております。現在までに公表されているこれらの対策に対して、問合せ等の意見は寄せられていないことを把握しております。学校におきましても、点検改善をした箇所における事故は発生しておらず、また学校に対する保護者や地域からの学校評価でも通学路に関する意見は特に出していないことから、一定の対策効果はあったものと評価しています。

ただし、対策実施後の評価を効果的に行っていくためには、岐阜市通学路交通安全防犯プログラムを推進する関係機関が対策実施後の現場を巡回し、対策効果を具体的に確かめることも必要であると考えております。

以上でございます。

〔教育次長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 土谷議員の4つ目の質問にお答えをいたします。

議員御質問の通学路における危険なブロック塀への対応でございますが、大阪でのブロック塀の倒壊等を受け、岐阜市では、これまで行ってきた通学路交通安全防犯プログラムの取組を活用し、各学校でそのような箇所を含めた目線での危険箇所の抽出を行っていただいた後、平成30年度7月に緊急合同点検を実施いたしました。また、2年に一度の頻度で行っていた合同点検について取組を強化し、平成30年度以降は、毎年合同点検を実施しているところでございます。そのほか各自治公民館長からの連絡・要望等により危険箇所の把握に努めております。その中で危険なブロック塀が確認できた場合は、道路区域内であれば、安全確保のためにできるだけ撤去する方向で対応いたしており、これまで5件の撤去を行っております。

今後も、道路区域内での危険なブロック塀が確認された場合には、早急な改善に向け取り組んでまいります。ブロック塀は個人の所有物である場合が多く、その場合は市での対応が困難となるため、建築基準法など関係法令に照らし合わせた上で、所有者に対し関係機関と連携して状況改善の依頼を行うとともに、県下では指導実績もあることから、建築基準法違反の場合には、

長崎県に指導を行っていただくことになるものと考えております。

今後とも通学路点検を継続して実施し、ブロック塀を含む危険箇所の把握に努め、関係各所で情報を共有しながら、適宜対応してまいりたいと考えております。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 土谷議員。

○議員（15番 土谷 勇二君） 時間がありませんので。ただ、1点だけ、令和元年に赤木議員が一般質問もされておりますが、新道の歩道の件と古城団地の歩道の件ですね。やっぱり一番通学交通量の多いところであります。緑色のグリーンベルトをしてありますが、効果はないとは思いますが、できれば歩道をつくって、予算もかかりましようが、一番交通量の多いところですからと思っておりますが、これは答弁よろしいですか。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

○建設部長（増田 誠君） 御質問のグリーンベルトについてですが、まず古城牛方線のグリーンベルトにつきましては、通学路の合同点検において要望されたわけではなくて、地元と警察署からの要望について対応したものであるということをお話をさせていただきます。

また、本町八畑線については、先ほどおっしゃったように、令和元年の6月議会において、赤木議員からの質問に対して、カラー舗装や電柱移転、それから電線の埋設等を検討するという御回答をさせていただいております。そのことを受けまして、歩道整備の事業化の検討や電柱の移転、電線等の埋設について、関係機関とともに協議・検討を行っており、また、併せて車両速度を落とすための部分的な狭窄やバンプ——車両速度を落とすための段差のことではありますが——車線分離標の設置なども併せて検討を行っておりますけれども、どの方法も現実性に乏しかったため、早急な対応が可能であり、地域住民の生活に与える影響が少なく取り組むことのできるグリーンベルトの設置を行っているところでございます。このことによって、この区間の通学の高い安全性が確保されたとは考えておりませんので、今後もさらに安全性が確保できる方策はないか、関係機関とともにさらに研究を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 土谷議員。

○議員（15番 土谷 勇二君） ありがとうございます。時間を過ぎましたので、御答弁本当にありがとうございました。

最後に、コロナが収束して県外との往来が自由にでき、子供たちや親戚が里帰りができること、離島振興法、国境離島法を生かし、雇用拡充、移住定住、観光客に来ていただき活気ある島になることを願ひまして、一般質問を終わります。

〔土谷 勇二議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、土谷勇二議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時10分とします。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、12番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いします。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 登壇〕

○議員（12番 鵜瀬 和博君） それでは、通告に従いまして、12番、鵜瀬和博が一般質問を行います。

今回は大きく2点、まず1点目は新型コロナウイルス感染症の対応について、2点目が市長特別表彰について行います。

それでは、まず1点目の新型コロナウイルス感染症の対応についてお尋ねをいたします。

2020年3月、本市で新型コロナウイルス感染症の感染者が初めて確認をされ、2年が経過をしようとしております。この間、壱岐保健所をはじめ、医療、福祉等関係機関の皆様には、御協力と御尽力に対し、心より敬意と感謝を申し上げます。

本市では、新型コロナウイルスのデルタ株による第5波は、短期間で収まっておりましたが、より感染力が強いオミクロン株においては、新年に入り、1月10日以降急激に感染拡大し、学校の臨時休業や学級閉鎖等を発生し、島内経済も含め、危機的状況でありました。

最近では、感染者が徐々に落ち着きを取り戻しつつあります。しかし、東京都心においては、さらに感染力の強いオミクロン株のBA.2の感染が少しずつ感染拡大をしており、第7波の襲来が懸念をされ、警戒を強く呼びかけられております。

これからの3月、4月は卒業、入学、就職など、県境をまたぐ人の移動が増えてきます。第7波に備える体制づくりが重要と考え、小さく5点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目、感染陽性者や濃厚接触者となった場合、療養施設、または自宅待機の判断基準と、そのときの食事や、また給食等支援体制はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

また、今後爆発的な感染拡大があった場合の受け入れ態勢は大丈夫なのか、お尋ねをいたします。

2点目が、家庭内感染が、今回は多く見受けられましたが、一部の学校では臨時休業や学級閉鎖となりました。新型コロナウイルス感染症にかかる児童生徒、幼稚園児、保育園児の出席停止

等及び臨時休業の判断基準について、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

陽性者や濃厚接触者となったり、感染を不安に感じたり等、登校を見合わせたりした自宅待機児童生徒への学習指導は、どのように実施していたのかお尋ねをいたします。

教育機会の均等化、学力の格差是正のために、GIGAスクール構想の一環で、本年度から児童生徒にタブレットが割り当てられ、授業の中で、調べ学習、表現、制作等様々な場面で使用されておりますが、リモートでの授業やオンライン学習の活用状況は、どのようにしているのかお尋ねいたします。

また、オンライン学習する上で、各家庭におけるインターネット環境は整備されておらず、使用できない状況を把握しているのか、お尋ねいたします。

今後の第7波の感染者急増に伴う、小中学校における臨時休業や学級閉鎖の拡大に対応したGIGAスクール構想の今後の計画は、どのようになっているのか、お尋ねをいたします。

4点目が、医療従事者や高齢者、一般の3回目のワクチンの接種状況と5歳から11歳までワクチン接種体制と今後の予定についてお尋ねいたします。

5点目が、去る2月20日施行の長崎県知事選挙において、新人の大石知事が誕生されております。中村前知事におかれましては、3期12年、本市の振興及び特に、市民病院の企業団加入の実現に大変御支援御協力をいただきましたことに対しまして、改めて深い敬意と感謝を申し上げます。

今後大石新知事との白川市長との信頼関係を構築され、今後も県との連携・協力が必要不可欠と考えます。大石知事は、新型コロナウイルスの出口戦略は、経済活動と感染防止対策の両立を積極的に図っていききたいとの考えを、全国知事会で述べられております。

コロナ禍の中、迅速な壱岐の情報発信と感染拡大防止、島内経済支援の体制づくりを図るべきと考えますが、今後の市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

以上、5点について答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 鶴瀬和博議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 12番、鶴瀬議員の御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の対応について、5項目質問をいただいておりますが、私のほうからは、①の通告分についてお答えをさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の感染者につきましては、医師の診断により必ずしも入院が必要な状態でないとは判断された方については、宿泊療養施設や自宅での療養の対象となっております。

宿泊療養施設、または自宅での療養の判断基準につきましては、各保健所での判断に基づいて

指示されますが、基本的には、看護師等を配置している指定の宿泊療養施設において療養することになります。

しかしながら、ペットを飼っており、面倒を見る人がいないため、自宅を空けることができない場合や感染者が一人で入所できない幼児の場合などは宿泊療養施設ではなくて、自宅での療養となる場合もございます。

自宅での療養となった場合、壱岐保健所が電話で対応いたしますが、毎日2回、朝夕の体温測定、毎日3回朝、昼、夕の健康状態の確認、そして酸素飽和度の測定を行うよう連絡を取り合うということになっております。

また、食事の支援といたしましては、宿泊療養施設の場合、食事の時間は、朝食が8時30分、昼食が12時、夕食が18時からとなっております。食事の注文は、宿泊療養施設に配置しております生活支援員が行いまして、配送につきましては、長崎県が契約しております市内の宅配業者を利用しております。

食事の内容でございますが、アレルギーや糖尿病等で食事に制限がある方を除いて、全員同じメニューとなっております。

自宅療養の方につきましては、壱岐保健所から希望確認により、御希望の方に対しては、1週間分の食料品セットを提供することとなっております。配送につきましては、壱岐保健所からの協力要請によりまして、市危機管理課が購入し対応をしております。

1月21日以降、3月2日までの間、28世帯58名分の感染者宅へ、食料品を、配達をいたしております。

なお、濃厚接触者につきましては、現在7日間の自宅待機とされておりますが、親戚、知人等、支援者がいらっしゃらない場合は、自己負担となりますが、市危機管理課で食料等の配送支援をすることとしております。対応した実績といたしましては、これまで1世帯でございます。

また、給食等支援体制はとの御質問でございますが、厚生労働省において小学校休業等対応助成金制度がございます。この制度は、小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者に対して、有給賃金全額支給の休暇を取得させた事業主に対しまして、休暇中に支払った賃金相当額、上限があるということでございます、これを支給する制度でございます。

また、事業主が、この制度を活用しない場合であっても、一定条件がございますが、労働者が直接申請できる休業支援金給付金制度もございます。このような制度があることを御存じでない事業主及び労働者がほとんどのようでございますので、市のホームページ等によっても、周知をさせていただいております。

次に、今後爆発的な感染拡大があった場合の受入れ態勢は、大丈夫かとの御質問でございます

が、この第6波の間で1日の療養者数が最も多かった日が、1月30日の69名でございました。このときは、半数以上の47名が自宅療養となり、入院及び宿泊施設の入所者数は22名という状況でございました。

現在、宿泊療養施設といたしましては、長崎県が2施設を借り上げておまして、52部屋の確保数となっております。現時点におきましては、十分対応できておりますが、オミクロン株による第6波は全国的に減少傾向にあるものの、減少のペースは緩やかでありまして、陽性者数が下がり切れないまま、第7波に突入してしまうのではないかとという心配もございます。

宿泊療養施設につきましては、県壱岐振興局でも追加指定が必要な場合の即時対応も視野に入れたところで、常時観察しておりますので、大丈夫でございますが、爆発的な感染拡大がないとも言い切れませんので、引き続き市民皆様にワクチン接種の推進と感染防止対策の徹底を呼びかけ、第7波に備えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 12番、鶴瀬和博議員の質問の2番目と3番目については、私のほうからお答えをさせていただきます。

2番目の新型コロナウイルス感染症にかかる児童生徒の出席停止の判断基準についてです。校長が児童生徒の出席を停止させることができるのは、学校保健法、学校保健安全法第19条に示されています。

1つ目は児童生徒が感染した場合、2つ目は保健所から児童生徒が濃厚接触者に特定された場合です。この場合、保健所が何日まで自宅待機をするよう出席停止の日数を指導されます。

3つ目は、感染はしていないが、医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があったりする児童生徒については、主治医の見解を保護者に確認した上で、校長が登校すべきでない判断する場合があります。かかるおそれのある場合という形に解釈できます。

この法の内容に加えまして、今回の新型コロナウイルスの感染状況を受けて、4つ目に、次のようなことが示されました。それは生活圏内において、感染経路が不明な感染者が増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患等があるものがあるなどの事情があって、登校させることに不安があると保護者が判断した場合、その報告を受けて、校長は出席停止扱いとすることができます。

次に、感染症に係る臨時休業の判断についても、同じく学校保健安全法第20条では、次のように規定されています。学校の設置者は感染症の予防上、必要があるときは、臨時的に学校の全

部、または一部の休業を行うことができる、この規定により校長は保健所からの報告、指導を基に、校内や地域の感染状況を把握し、学校医の指導を受けて、その結果を教育委員会に報告をいたします。

教育委員会は、その報告を基に協議し、学校や地域の感染状況等を総合的に判断し、その判断の結果を市長に報告をいたします。報告を受けた市長が判断をし、臨時休業の措置となります。

お話のように、今回の壱岐市の感染状況の中で、小学校、中学校では措置した数は、既にお知らせはしていましたが、改めて学校の全部の休業、いわゆる臨時休業の措置をしたのが小学校1校、学校の一部の休業、いわゆる学級閉鎖を措置した学校が、小学校2校の2学級になっております。

幼稚園及び幼稚園児においても、小中学校に準じ適切に判断をして、対応しておりますし、今回、幼稚園の臨時休業の措置はありませんでした。

3つ目の自宅待機をしている児童生徒への学習指導について、お答えをいたします。

自宅待機をしている児童生徒に対しては、主にこれまでの学習内容を復習したり、活用したりする学習問題を紙媒体で用意をし、各家庭に届けています。急な形の臨時休業あるいは学級閉鎖という形になりますので、学校のほうでできるリモート等の授業の準備までには、至らないということが背景にあります。

また、その学習問題は回収をし取組状況を確認し、いわゆる採点、添削等をしながら学習の定着を、先生方が目指して取り組みます。

臨時休業の措置が終わって、登校を再開してからの学校生活に不安がないように支援を続けているところです。

お尋ねのリモート授業やオンライン学習についてですが、このことにかかっては、壱岐市でもGIGAスクール構想計画をつくっております。御承知のように、このタブレット端末機の配置が2年半前倒しで、急に学校現場に来たというのが実情ですので、正直準備体制は十分であったとは言えません。

よって、壱岐市では3か年計画を立てて、無理のない形で、この取組を次のように進めます。1年目は、児童生徒や教師がタブレット機器に慣れ、基本的な操作をマスターするとともに、授業で 사용할ことができること、2年目は、タブレット機器を授業で積極的に活用することができること、3年目は、タブレット機器を授業で、効果的に活用することができることを目標としております。

いくらか抽象的な表現になりますが、内容的には、現場は少しずつ取組を進めています。

1年目に当たる今年度は、タブレット機器に慣れさせ、操作をマスターする取組を各学校で進めている段階です。子供たちの習得は早いです。意外と一度でさっと理解するところもあります

し、現在は学校内の授業、教育活動で、このタブレットをそれぞれ教師のスキルに応じた形で取り組みをし、いろいろな形での実践が研修会では、報告を受けております。

もちろん、この機器の使い方については、各学校で教職員の取決め、児童生徒への分かりやすい取扱い方等を、指導しながら進めております。

よって、家庭に持ち帰らせるという形の指導は今のところしておりません。リモート授業やオンライン学習を、学校と家庭とで行うという体制までは整っていないわけです。

その大きな課題は、議員がお話いただきましたように、家庭に持ち帰ったときに、学校とつなぐ通信環境が整備されていない家庭が、私たちの調査の結果、約2割の家庭にその状況がまだ残されているからです。

徐々に整備は広がると思いますが、毎月一定の費用を伴うため、整備の広がりについての指導も含めて、あるいは市としてどうするべきかの検討等を進めているところです。

そういう状況の中ですが、各学校では1年目の取組として、いろいろな形がございますので、私どもとしては、よく取り組んでいただいているという具合に考えております。

第7波のこともお話に上がっておりますが、できれば私どもは対面授業ができる学校教育の保障というのを、大目標にしておりますので、子供たちの中から、家族から、感染の拡大が広がらないことを、日頃の感染症予防対策を徹底して講じることで、この取組にも側面から向かっていきたいと考えております。

以上でございます。

保育所につきましては、後ほど、市民部長のほうから御答えがあると思います。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 12番、鵜瀬和博議員の2点目の御質問、新型コロナウイルス感染症に係る保育園児の出席停止等及び臨時休業の判断基準について、お答えさせていただきます。

御存じのとおり、保育所や放課後児童クラブは、保護者等御家族が就労等の事情により、家庭で保育ができないため、保育を必要とするお子様をお預かりするものですので、小まめな消毒や換気による施設管理と手指消毒等の指導など、感染予防対策を徹底しながら開所することを原則といたしております。

一方、県下にまん延防止等重点措置が適用されたり、市内において、感染が拡大した場合は、なるべく御家庭で保育いただくようお願いし、登園を自粛された期間の保育料、副食費等については減額をすることといたしております。

御質問の出席停止や臨時休業の判断基準につきましては、定められたものはございませんが、

学校等の対応を参考にし、施設において陽性者が症状がありながら登園、出勤していた場合には、感染拡大を防止するため、臨時休園等について、濃厚接触者などの状況に応じて検討することといたしており、その規模や期間については、保健所の指導を仰ぎながら徹底することといたしております。

以上でございます。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 12番、鵜瀬議員の御質問にお答をいたします。

4項目めの、3回目のワクチンの進捗状況と、小児のワクチン接種につきましては、変異株による感染が拡大をしている中、壱岐市では、医療従事者、高齢者施設入所者、入院患者に続きまして、一般高齢者への3回目接種へと移っております。

国が示しました指針では、2回目接種完了後8か月以上の方からということで、準備を行っておりましたが、その後見直しがなされ、可能な範囲での6か月以上の方への前倒しの方針が示されたことから、本市でもエッセンシャルワーカーなど若い世代の方へも接種券を、順次発送を行っております。

接種状況としましては、市内での接種開始とオミクロン株の感染拡大の時期が重なったこともあり、医療機関の接種枠を十分に確保できなかったことやモデルナワクチンへの不安などが要因となり、3月7日時点で18歳以上の28%が接種を終えている状況でございます。

併せて、3月6日から壱岐の島ホールでの集団接種を開始し、今後個別接種でも一部の医療機関でモデルナワクチンを使用し、接種を始めていただく予定となっており、接種の加速化が図られるものと考えております。

また、5歳から11歳までの1、2回目の接種につきましては、医師会の指導の下、お子様や保護者の方々が不安なく安全に接種をいただくことを前提に、小児科の3医療機関で個別接種を行っていく予定といたしております。

予定としましては、3月18日から申出による基礎疾患をお持ちのお子様から先行接種を開始し、それ以外のお子様は3月23日から開始できるよう、準備を進めているところでございます。

なお、接種券は、保育所や幼稚園での感染が増えたこと、感染予防を十分に対応することができない年齢であるなどを勘案し、年齢の低い方からワクチン並びに予約枠に応じ順次接種券を、発送を行ってまいります。

保護者をはじめ、市民皆様の御理解をよろしく願いをいたします。

7波に向け、早期接種完了を目指してまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 鵜瀬議員の5点目の御質問、大石新知事が誕生、信頼関係を構築し、今後も県との連携協力が必要不可欠、迅速な情報発信と感染拡大防止、島内経済支援の体制づくりをという御質問でございます。

施政方針でも申し上げましたが、大石新知事には若さと新しい感覚で県政振興を期待いたしますとともに、中村法道前知事には、これまでの御功績に感謝申し上げ今後の御活躍をお祈りするものでございます。

大石新知事には、できるだけ早い時期にお会いしたいと思っておりますが、大石知事は、公約として、離島対策の充実を掲げられておりますことに加え、御自身も医師として、医療や予防分野にも精通しておられます。ぜひ今後の離島医療体制の中で、感染対策とワクチン接種の本土地区と同等に進められるよう、また長崎県壱岐病院の医師等の人的確保やワクチン等の物的確保にも、御配慮いただけることを期待しているところでございます。

申し上げるまでもなく、県との連携、協力は必要不可欠でございます。一刻も早く信頼関係を築き、新型コロナウイルス感染症に限らず、十分連携を図りながら市政運営に取り組んでまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） ありがとうございます。

まず、1点目の療養施設、また自宅待機者の支援体制ということで、主に、入院の場合は医師の判断によってされるわけですが、どこにするかというのは、濃厚接触者または感染者がおける環境、ペットがいるとか、幼児の場合とか、そういった環境により、療養施設または自宅のほうに判断をしていると、そうなった場合の食料の支援については、通常県のほうが契約をしている宅配業者さんが日に3回弁当を持ってくると。

また、自宅療養については、市の危機管理課の職員が、それぞれの自宅に訪問して、御要望の食料品セットを1週間分購入をされ、提供をしていくということでありました。

特に、自宅療養、施設療養になった場合には、完全監禁なのか、例えば、療養中に必要なものが出た場合には、買物等、外出は可能なのか、お尋ねをいたします。

それが1点目です。2点目、出席停止等の臨時休業の判断基準については、学校保健安全法にのっとって対応しているということでありました。るる教育長のほうから、こうした場合はどう

するという対応が、最終的には校長判断、そして学校医の指導、報告を受けて教育委員会が判断したものを、市長に報告をして、そこで臨時休業するか、学級閉鎖にするか、決定をしているということでありました。

実は、平戸市の教育委員会では、出席停止及び臨時休業の判断基準については、ペーパー化をされておりまして、ホームページにアップをされておりまして。いわば、保護者がこうした場合はこうやって判断する、基準です、もちろん臨機応変に対応はされると思うんですけども、ある一定の基準については、見える化をされておりまして、今の状況では、学校に聞かないと分からないです。我々保護者としても。

だから、やはり隠すことでもないですし、どんどんこういう部分については、オープンにして、出していくことも必要じゃなかろうと考えております。

また、GIGAスクールについては、今回、前回の第5波では、学級閉鎖とか、臨時休業とかありませんでした。学校が一番安全ということで、学校も開いていたわけですが、今回はやはりオミクロン株は、かなり感染拡大をされておりまして、急な対応ということで、ペーパーによる自宅待機者については、ペーパーにより学習指導を行ってきたということでありました。

先ほど、GIGAスクールの構想は一応3年計画で順次、まずは、1年目はタブレットに慣れる、2年目については積極的に活用する、3年目については効果的に活用するというものであります。

ぜひ、宝の持ち腐れにならないように、お願いをしたいと思います。今回は、先ほど教育長も言われましたとおり、臨時休業は1校、そして学級閉鎖は2校でありました。

私が心配しているのは、第7波が来た場合に、長期的な臨時休業になった場合、そうした場合に、果たしてその対応が、先生たちだけで対応ができるのかと、ならないのが一番なんですけど、教育長が対面指導を求めていきたいということで、今後も予防対策については、十分配慮をしていくということでありました。

今回も、1月も十分、多分、予防対策はされとったと思うんですが、こういう結果になりました。国の指針としても、実は、昨年からICTを活用した児童生徒の学習活動の支援ということで、文部科学省も通達をされておりまして。これはもう、多分教育委員会にも行っているかと思うんですけども、そういうオンライン学習をする上で、インターネット環境がないところについては、今後継続的に、学習が行える環境を積極的に整えることということでありますし、今はポケットWi-Fi、持ち運びできるWi-Fiがありまして、それを学校から貸し出すとか、今あるタブレットをLTE、どこでもつながるやつに契約をすれば、全部が全部じゃないんですよ、環境が整ってないところにオンライン学習をするときに、貸し出すとか、そういう方法もありますので、国の指針でもありますし、また子供たちの学力の格差是正のためにも、ぜひ、そういっ

た部分の整備についても、十分整備をしていただきたいと思います。その点について再度お尋ねをいたします。

3回目のワクチンの接種につきましては、実際全国的には、ワクチンの追加接種は遅れておりますね。本市においては、計画どおりに進んでいるのか、再度お尋ねをいたします。

また、幼児の接種については3月1日から告知をされておりました、基礎疾患のある方については、届出をして、3月18日、基礎疾患のある方は壱岐病院で接種を開始すると、それ以外の子供については、年齢の低い子供から、3月23日から開始をしていくということでありましたが、幼児のワクチンについては、かなり副反応の、先ほど言われましたとおり、接種を迷う保護者も多いと聞きますけれども、先ほど、小児科の先生から御指導いただきながらということでありました。

そういった方々に対して、不安を取り除くような対応はどのようにするのか、お尋ねをいたします。

5つ目の白川市長と大石新知事との信頼関係構築についてですけれども、ぜひ早く会われて、具体的に離島振興そしてワクチン接種を本土並みにしていただくような対応の仕方。

私が心配しているのは、感染防止、防止ということで、経済が回らないということで、特に、今回、大石知事は経済活動と両立してやりたいと、壱岐もいろんな対策をされておりますけれども、これからも令和4年度については、しようとしてますけれども、どの時点で対応を打つか、例えば、島内宿泊キャンペーンをする予定にしておりますけれども、その判断については市長がされるわけですが、その判断はどういった形になったときに、ゴーというふうにするのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 鶴瀬議員の再質問のほうに、お答えさせていただきます。

自宅療養者の陽性者については、外出ということはございませんけれども、濃厚接触者の外出規制、そして買物はいいのかというところの御質問と思っております。

まず、新型コロナウイルスの感染症の感染者、陽性者につきましては、症状がある場合は、発症日の翌日を起算して1日目とし、解除までの日数が10日間とされております。

無症状者の場合は検体採取日の翌日を起算日として、1日目として7日とされております。濃厚接触者につきましては、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と、近距離で接触、あるいは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。

濃厚接触者かどうかを判断する上で、重要な要素は、1つ目が距離の近さ、2つ目が時間の長さでございます。

必要な感染予防策をせずに、手で触れること、または対面でお互いに手を伸ばしたら届く距離、

これは1メートル程度以内でございますけれども、そこで15分以上接触があった場合は、濃厚接触者として考えられます。

濃厚接触者と判断された場合は、感染している可能性があることから、所定の期間は健康状態に注意を払い、不要不急の外出を控える必要がございます。

この不要不急の外出を控える期間は、すなわち待機期間は、以前までは10日間で行ってまいりましたが、令和4年1月28日から7日間に短縮をされております。同居の御家族の場合、陽性者の発症日、または発症により住居内で感染対策を講じた日の、いずれか遅いほうの日の翌日を起算日として、同居者以外の場合は、陽性者と最後に接触した日の翌日を起算日といたします。

この自宅での待機期間は、不要不急の外出を控えるよう呼びかけられておりますが、感染の可能性につきましては、先ほど申し上げましたように、対面で話した際の距離が1メートル以内、時間が15分以上という基準、目安がございますので、買物等はマスクなどの感染対策を徹底して、短時間であれば可能であるということになります。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

○教育長（久保田良和君） 鵜瀬議員のお尋ねについてですが、まず出席停止についての判断基準について、御指摘のように、保護者としては、しっかり理解しておくことが必要でございます。早急に文書でもって、市教委のほうからお示しをして、共有をしたいと考えます。ありがとうございます。

タブレットの端末機につきましては、この機器の持っている性能とか、能力というのはかなり相当なものがあると思います。私どもは、やはり、小学校教育、あるいは中学校教育で身につけさせたいことに対して、より有効な使い方は何かという視点でもって、この機能については考えておりますので、議員御指摘のように宝という考え方は持ちますが、持ち腐れにならない、学校の中で、有効な部分を共に研究をしているところでございます。

なお、ポケットWi-Fi等については、ありがとうございます。ただ、今、端末機を校内で使用する場合にも、小学低学年の子供たちの重さに対する準備だとか、あるいはちょっとしたふざけ合いによって、落した場合の損失の場合の、その取扱いについても、大変気を使って、今いろんな角度で検討しているところでございますので、総合的にその分についても研究を進めてまいります。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 追加接種の状況でございますが、一応予定どおりには進んでおります。

しかしながら、集団接種の時期が長崎県下で一番遅かったということもあり、今のところ、接

種率につきましては、長崎県下の平均を若干下回っておる状況でございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、3月6日から集団接種を1、2回目の接種より100人近く予約枠を広げて行うようにしておりますので、今後は加速化が図られるものとおっておりますのでございます。

小児のワクチン接種につきまして、不安を取り除くような対策につきましては、相談等が増える可能性がありますので、厚労省のQ&Aなどをホームページなどに紹介、そしてLINEを使う。それと告知放送等で周知を図ってまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 島内の経済活性化策でございますけれども、既に予算を頂いております。その中で一番大きいのは、やはり島民限定宿泊キャンペーンだと思っているわけです。これが県の県民限定キャンペーンとやはり足並みをそろえたがいいだろうと、実はまん延防止が終われば、早急にやりたいということで、協議をいたしました。

しかし、何日かの差で、いわゆる助成の金額が違ふと不公平になるだろうということで、今聞いておりますのは、県は3月中旬にスタートするということでございますから、県のスタートと併せて、島民限定キャンペーン、それからそのほかの経済対策についても、同時にスタートしたいと考えておるところであります。

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） ありがとうございます。ぜひ防御だけではなくて、今後も島内活性化のためには、攻めの行政も必要でありますので、今度の、先ほども言いますように、大石知事は両立で、経済対策両立でやっていきたいということですから、県の動向を見ながら、ぜひ早めに実施できるように、お願いをしたいと思います。

また、ワクチン接種については、ほぼ予定どおりということですので。今後もワクチンの接種が広がるような形で、集団接種も併せて周知に努めていただいて、お願いしたいと思います。

新型コロナウイルスの感染陽性や濃厚接触者になった場合の様々なことについては、確かにホームページを見れば分かるんですけど、県のホームページに飛んだりすれば、見れば分かるんですが、なかなか詳しくすぎて分かりづらいということで、ぜひ県のいろんな問題については、かみ砕いて、壱岐バージョンのそういった周知の方法について研究をしていただきたいと思います。

また、今回、出席停止については、ホームページに載せるということでありましたので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

それでは、2点目の件につきましては進みたいと思います。

市長の市特別表彰についての活用をということで、壱岐市では、表彰条例が制定をされてお

まして、本市の行政、そして文化、もしくは社会のために各般にわたって市政振興に寄与し、又は衆人の模範と認められる行為にあったものを表彰をされております。

平成30年3月会議に、一般質問で、子供たちのスポーツや文化芸術での活躍について、市長自ら表彰すれば、子供たちの誇りや自信になりますということで、お願いをしておりました。

それ以降、市長のほうも、実施をしていただいております。本年度もJOCのオリンピックカップに出られました田中咲稀人さんや、第46回ごはん・お米とわたし、作文コンクールで、文部科学大臣賞を受賞されました横山力蔵さん、そして壱岐荒海太鼓の壱岐商業の荒海太鼓の皆さんを表彰されております。

こう表彰することによって、私たちも感動と元気を頂いております。今回お願いすることは、子供たちに限らず、例えば、ごみ拾いですとか、花を植えたり、環境美化等に御貢献いただいているボランティア、そしてこれまでどおりの市政功労者、個人、団体など、市長が選定して、分野別表彰をすれば、またさらに市が盛り上がると思いますけども、今後の活用について、市長はどのように考えか、お尋ねをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 鵜瀬議員の2点目の御質問にお答えいたします。市長特別表彰でございますけれども、ただいま、頂きました、これ最初始まったのは、おっしゃるように、鵜瀬議員の御提案によって、これ始めたわけでございます。ただいま言われました、内容の充実というか、幅を広げる、そういったことについても検討してまいりたいと思っています。

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） ぜひ、いろんな形で島内盛り上げていただいて、島民一丸となって、離島振興に努めていただきたいと思います。

ぜひコロナ禍でいろんな制限はありますけども、皆さんの知恵とパワーを力に変えて、今後の壱岐市の輝かしい未来のために努めていただくことを期待をしております。

コロナに負けるな壱岐ということで、ぜひ市長が先頭に立って頑張ってくださいことを期待をして、私の一般質問を終わります。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、鵜瀬和博議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番、森俊介議員の登壇をお願いします。

〔森 俊介議員 一般質問席 登壇〕

○議員（1番 森 俊介君） 通告に従いまして、1番、森俊介が一般質問を行わせていただきます。

今日の質問は、大きく4つあります。

まず1つ目の壱岐パークマネジメントの本店登記場所について質問をさせていただきます。

2021年の11月1日に、壱岐パークマネジメントの本社登記場所が、イルカパークから芦辺箱崎の住所に変更されています。新住所の物件は廃墟で事業実態がありませんが、これに関して市役所は把握されていましてでしょうか。また、これについて市役所はどう捉えているか、御答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 森俊介議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 森議員の壱岐パークマネジメント株式会社の本社物件の実態に対する市の認識についての御質問でございますが、まず新住所の物件が廃墟で事業実態がないということを森議員はお話をされました。

森議員が現場を確認されてお話をされているのか分かりませんが、私どももその建物が廃墟として荒れ果てているのかを改めて確認するために、高田社長の許可を得まして現場も確認をいたしました。まず廃墟という表現を使うことは、その現場の状況、また個人の物件について適当ではないと思っております。

御質問の新住所の物件は事業実態がないが市としてどう捉えるかとの御質問でございますが、会社の住所を設定することについては、商業登記法上は住所に関する制限はないため、自宅や賃貸オフィスなどを住所地と定め、登記することには問題ないとなっております。

また、業務につきましては、御承知のとおりイルカパーク施設内で行われておりまして、スタッフ一同、イルカパークの運営、イルカの飼育管理など、懸命に運営がなされております。

したがって、新住所の物件について、本社登記がなされていることには、法的に何も問題がないことにつきまして、壱岐市として特に言及することはございません。

以上でございます。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） ありがとうございます。

確かに個人所有の建物に対して廃墟というのは、適切ではありませんでした。申し訳ございません。

今の御答弁に対して追加で質問をさせていただきます。

法的には問題ないという御回答でしたけれども、一般的には、本店登記場所というものは、社会的信用の度合いを示すものになっております。今回、その市役所、行政から指定管理を委託するに当たって、実際にその場所で事業を行われていなかったりだとか、後は廃墟という言葉は適切でないんですけれども、空き家のような物件にその本店があるということに関しては問題ないということでしょうか、再度御確認をお願いいたします。

あと、もし御存じでしたら、なぜ事業実態がないその場所にわざわざ本店登記を移行しているのかを教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 森議員の御質問にお答えをいたします。

一般的にはというようなお話でございましたけれども、これは、私どもといたしましては、先ほど申し上げましたように、法的にその商業登記法上、もうそういった制限はないということで法的には何も問題がないということ、これにもう尽きるのかなというふうに思っております。

また、本社の移転の登記となった要因といたしましては、これまでイルカパーク、壱岐パークマネジメント株式会社につきましては、第三セクターということで市が出資をしておりました。

その関係で、本社については、これまではイルカパークの施設内の住所ということになっておりましたけれども、御承知のとおり、完全に民営化ということになりましたので、市の土地に住所を置くことは適当でないということから、新しく住所を変えられたということでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 御答弁どうもありがとうございます。非常に理解できました。

続いて、質問させていただきます。

2021年の10月12日から2021年の12月21日までは、新住所の不動産につきましては、壱岐パークマネジメント代表高田氏の税金滞納により差押えになっていたかと思えます。

その差押え中に関しては、当該物件は高田氏の所有ではなく壱岐市に所有権があるかと思えますが、その差押え中に当該物件に対して本店の移転登記が行われていたということについてはいかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 森議員の御質問にお答えをいたします。

この登記自体は、法務局のほうで受理をされているというようなことから、その辺りについては、問題なかったものというふうに考えております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） ありがとうございます。

一般的には、差押え中の物件というものに関しては、所有者が賃貸に出すとか、そういった手続を踏むことができないはずなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） ただいま、これも繰り返しになりますけれども、そういった中で移転の住所の登記がなされたということで、それ自体は問題なかったものというふうに考えております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 分かりました。どうもありがとうございます。

壱岐パークマネジメント株式会社については最後の質問になります。

先日、代表の高田氏が、SNS上でキャッシュフローが危ないという趣旨の発言をされておられました。以前も議会で何度も決算書を見て問題ないと執行部の方から御答弁を頂きましたが、今回、SNSの代表の発信に関して把握しておられるかどうかということをお伺いしたいのと、また万が一その会社が経営が破綻した場合というものは、指定管理が続いている中で破綻した場合というのは、どのようなことになるかということをお教えいただきたいです。よろしくお願ひします。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） ただいまの森議員の御質問でございますが、そのSNSの投稿等については把握をいたしております。

コロナ禍の影響で観光客が減少して、それに伴いまして入園者数も減っている中で、会社自体の売上げにつきましては、令和元年度が約2,987万円、そして令和2年度が約4,924万円で、対前年度1,937万円の増と。令和3年度は1月末時点でございますが、約5,264万円で、既に対前年度340万円の増となっております。

国のGoToキャンペーンが再開されず、入園者数がコロナ禍の前に戻らない状況でも、前年度を超える売上げが出されているということでございます。

会社の経営能力には問題ないと判断をいたしておりますが、しかしながら、このコロナ禍においては、壱岐パークマネジメント株式会社のように、観光などを主な業務としております事業者

につきましては、厳しい経営状況にあると認識をいたしております。

沓岐パークマネジメントにおいても、売上げは上がっているものの厳しい状況にあると認識をいたしておりますが、今後、県民キャンペーン等の再開等により、観光客の来場を期待し、また市民皆様についても、入場料は無料ですが、憩いの場としての御利用を期待をすることでございます。

特に現在については、観光事業者の皆様、そして交通事業者皆様との連携も図られております。様々な機会を利用した取組がなされているということで、今後の運営に期待をすることでございます。

今後の、ただいまお話をされましたその経営破綻とかいうようなことをお話しされましたけれども、それはこの場でお答えすることは適当ではないというふうに思っております。

今後、そういったことにならないように、市としてもいろいろな誘客等々を含めて対応をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） どうもありがとうございます。

この場で破綻した場合の発言に関しては適当でないとお話をされましたが、やはりいろんな可能性について考慮しておくことが大切かなと思いますので、そこに関しては、行政の仕組み上といたしますか、イルカパークがどのようになるのかみたいなことをお伺いしたいんですけども、それも難しいでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） ただいま申し上げますように、市といたしましては、今後、このイルカパークが、これは観光の大きな拠点の一つでございますので、そういったことにならないように、繰り返しですが、誘客等々を努めて、そういった事態にならないようにもしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） では、なった場合のケースにどう対応するかということは、今の時点では考えていないということではよろしいですか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 森議員の御質問でございます。

たればというのは、想定質問というのは、お答えすること自体遠慮をするという、思っておりますけれども、ただ、市のイルカパークは、市の所有でございます。したがって、その指

定管理がどうなるということにかかわらず、最終的に市が経営をしていくということになります。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 御答弁をどうもありがとうございます。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

先日、行われておりました壱岐産業と壱岐市、また白川博一市長との裁判の中で、代表者の信頼がなくなれば、会社が信頼できない、だから指名を外したと、白川市長が法人と個人は同一という趣旨の発言をされておりますが、12月議会では、壱岐パークマネジメント代表高田氏の税金滞納が発覚し、指定管理を受託する資格がないのではないかという議論の中で、法人と個人は別物という発言をしていました。この2つの発言は矛盾しており、裁判で白川市長が発言した法人と個人は同一という言葉にのっとると、代表の高田氏は税金を滞納した壱岐パークマネジメントは指定管理を受託する資格がないことになります。これについて、この矛盾について、市民の皆様が納得できるように簡潔に説明をお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 森議員の法人と個人を同一と捉えるかどうかの認識の御質問についてでございますが、私のほうから、イルカパークの指定管理のことについてまずはお答えをさせていただきます。その後、市長からの御答弁となります。

イルカパークの指定管理の応募資格に関しましては、これまでも繰り返し申し上げておりますが、募集要項において、応募資格として個人ではなく法人その他の団体であることとし、個人では応募資格でないことをしっかりと明記しております。

その上で、市税及び各種使用料等の滞納がない団体であることとしており、提出いただいた納税証明書により滞納がない法人であることが確認できましたので、資格を有する法人として申込書を受理し、指定管理者選定委員会の審査を経て、議会に議案を提出し、議決を頂いたところでございます。

なお、今後、これはもう全般的なお話といたしまして、指定管理の指定に係る公募を行う際には、応募をされる法人の代表者個人に係る納税についても確認できるように、代表者個人の納税証明書も添付するように対応したいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 森議員の御質問にお答えをいたします。

私が裁判の中で、法人と個人は同一という趣旨の発言をしているが、壱岐パークマネジメントの指定管理については、個人と法人は別物と言っていることは整合性がないと、どういうことかということでございます。

森議員の御指摘については、10月5日の証人調書のことだと思っておりますが、確かに原告代理人の代表者個人と壱岐産業という法人は別物じゃないですかという質問に対し、私は代表者だと思っておりますと答え、さらに代表者だけど、別物じゃないですかとの問いに、代表者に信頼関係がなくなれば、やはりそれは会社が独り歩きするわけではありませぬのでうんぬんと、その文のみを切り取りますと、代表者と法人は不可分と言っているように取れますけれども、これは、質問と答弁の流れの中の受け答えでありまして、今回の指名回避の私の主張は、代表者個人に対しては、私に対する誹謗中傷による信頼喪失、会社に対しては経営不安と、それぞれ別の理由によるものであって、代表者の発言のみをもって、個人と会社を同一視したものではありません。

判決文においても、代表者に対する私の主張、法人に対する私の主張に対し、別々に言及がなされております。さらに申し上げます、今回の壱岐パークマネジメントの指定管理については、私が個人と法人を同一と見ている、見ていない。あるいは発言が矛盾しているというようなことではなくて、本質的に申しますと、法的にも個人、すなわち自然人と法人は別ということが法的に明確に定められておりまして、代表者個人と法人は別だということが明白であるということを示し上げておきたいと思っております。

このようなことから、イルカパークの指定管理については、ただいま企画振興部長が答弁いたしましたとおり、応募資格は個人ではなく法人であることをはっきり明記しており、法人として未納があれば資格はないこととなりますけれども、法人としてその応募要領に沿った納税証明書等を添付している以上、資格に問題ないと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 御答弁どうもありがとうございます。

まず白川市長の御答弁の内容についてですが、僕も法人と個人とは別物だというふうに基本的に認識しております。なので、今の御答弁の内容に違和感はなかったんですけども、その以前の発言の中で整合性が取れない部分があったので、今、お話を聞かせていただいてどうもありがとうございました。

戻りまして、中上部長に御答弁していただいた、今後は代表について納税確認をするということですけども、今回に関しては、しょうがないというか、今回に関してはしょうがないけど、次は気をつけますというお話ということですよ。はい、分かりました。ありがとうございます。

それでは、次の3つ目の質問に移らせていただきます。

1月ですかね、1月の議会の中で、僕の質問に対する白川市長の御答弁の中で——ちょっと待ってください。ごめんなさい。1月の議会の中で私が白川市長に対して質問させていただいた内容で、今回は壱岐産業に対する損害賠償金を支払いましたが、従業員の方々が壱岐産業の倒産によって職を失った方もいらっしゃいます。そういう方に対する賠償はどう考えていますかという質問をさせていただいたところ、白川市長の御答弁の中で、今回の金額の中に、今回の判決の損害賠償の金額の中に含まれていると思っっているという御答弁がありました。

その後、改めて判決文を読んだんですけども、やはり判決文の中に、その損害賠償の金額の内訳として、従業員の失職に対する賠償というのは含まれていなかったように思っております。それについてお考えを教えてください。よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 森議員の3点目の御質問にお答えをいたします。

1月24日の市議会1月第2回会議において、森議員の御質問に対し、従業員の方々に対する補償、そういったものは、営業の中で、原告の請求の中で私は入っているものと思っております。それを含めたところで、今回の損害の決定がなされたと思っっているところでありますという趣旨の答弁をさせていただきました。

これについて改めて補足をさせていただきますと、今回の民事訴訟において、裁判所が認める事実及び理由の中に、原告の主張内容として、原告に逸失利益、信用棄損及び弁護士費用の合計2,047万4,785円の損害を与えたと主張して、損害賠償を求める事案であるとされているものであります。

この2,047万円のうち、逸失利益に係る部分の内容及び算出根拠等について、原告、被告双方が主張を繰り返し、その結果として裁判所の判決が出たものであります。

当方といたしましては、当該裁判の中で弁護士とも協議を重ね、多くの資料を準備し、原告の主張に逸失利益の算定期間の根拠はないことや、当時の営業キャッシュフローの状況など、当方としての主張を行ってきたところでありますけれども、その細部に至るまで、この場において御説明を申し上げるには限界がございます。

市議会並びに市民皆様への御報告の中でも申し上げてきたところですが、刑事訴訟も含め、約5年にわたる訴訟の過程において、細部に至るまで誠心誠意御説明を申し上げてきたところであり、これまでの全ての内容を精査された結果として、今回の判決が出されたものであります。

判決書の中には、従業員に対する損害賠償額というのは明記されておきませんが、私としましては、原告の請求の中に含まれるものと考えているところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 御答弁ありがとうございます。

今の白川市長の御答弁は、私の法律の理解とはちょっと間違っている部分、食い違っている部分がありますので、それについてちょっとお話しさせていただきます。

基本的に、その裁判であつたりというものを争うときは、被害が損害があつたほうが訴えないといけないんですね。今回の場合というのは、壱岐産業さんが、今お話しされた逸失利益というものがあつたということで、白川市長と壱岐市を相手に損害賠償請求をされておりますが、一般的に従業員の方の逸失利益、失職してしまったことによって損害が発生したというものに関しては、一般的に従業員の方が訴訟を行わないといけないんですね。

なので、企業とかでそういったことが起こったときというのは、その労働者の団体を作ったりして訴訟をしたりするんですけれども、今回それが行われていないので、僕の理解としては、壱岐産業さん、法人に対してが、かぶつた損害に対しての訴訟だったというふうに捉えております。

実際に今のところは、その従業員の方たちが失職したことによって、損害が幾らだということ壱岐市には請求をしていないと思うんですけれども、今回、判決が下されて白川市長に責任があつたということで、損害賠償に幾ら払いなさいよという命令があつたわけじゃないですか。その判決によって、やっぱり逸失利益に対して白川市長あるいは壱岐市に対して責任があつたという判決になつたと思うんですけれども、であれば、その壱岐産業さんが倒産したことによって従業員の方が失職して、それによって逸失利益があつたというふうに考えるのが妥当だと思うんですね。

今のところまあ請求されていないと思うんですけれども、論理的に考えたときに、恐らくその壱岐産業さんの倒産によって従業員の方が失職して、そこに逸失利益が発生したということは大いに考えられると思いますので、そこに対してどう考えるか、損害賠償をするつもりがおありなのかであつたりだとか、後は、例えばその従業員の方から損害賠償請求を行われない限りは払わないよ。またそこで裁判しましょうみたいな話なのかということをお伺いしたいです。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 追加の御質問にお答えいたします。

ここに10月5日の本人調書というのがございます。これ原告の、先ほどは私の調書から森議員はおっしゃった、それと同じものがここにございます。この原告御本人の本人調書の中に、2か所、従業員のこと言及されております。その内容を読ませていただいて、まさに今、森議員がおっしゃったこと等々についてもございます。そういったこともございまして、ただいまの答弁になつたわけでございますけれども、私は、その従業員の方についても、この内容を読んで

従業員さんのことを含んだ上での請求であったと考えているところであります。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） ちょっとよく分からなかったんですけども、従業員さんのことを考えた金額になっているということは、その壱岐産業さんに対して損害賠償が支払われて、その損害賠償の中から壱岐産業さんは、失職した従業員に対してお金を割り振るということでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 私は、この本人調書、これを読んで、そういうふうに私を感じたと、そう思っているということでございますので、これはあくまで私の考えと申しますか、この本人調書からもらったことございまして、今、森議員が言われる詳細なことについては、私は考えておりません。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 白川市長がおっしゃることは多分、分かったかなというふうに思います。ただ、僕の意見と食い違っている分というのは、損害賠償というものは、損害が発生した側が告訴しないと争えないものなので、入っていないというふうに考えるのが妥当かなというふうに僕は感じておりますが、白川市長は、その調書を読んで、この中に入っていたと申しているということですね。分かりました。はい、ありがとうございます。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

今回、議案で市長の裁量権の逸脱濫用行為により、壱岐産業を倒産させたことの道義的責任を取り、給料10%を減額するという議案を提出されておりますが、壱岐市の懲戒基準にのっとると、先日の議会でもお話させていただきましたが、部下が、一般職員が同じことをした場合は免職あるいは停職、また役職が高い人間、職責の高い人間に関しては、さらに重い処罰というふうに書かれているにもかかわらず、責任の取り方を10%の減俸という甘い措置にした理由があれば、お聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

[市長（白川 博一君） 登壇]

○市長（白川 博一君） 森議員の4つ目の質問でございます。

まず、壱岐市職員の懲戒処分に関する指針については、任命権者、いわゆる市長が地方公務員法第29条に規定する懲戒処分に付すべきものと判断した事案について、代表的な事例を選び、職員の懲戒処分を厳正かつ公正に行うため、標準的な処分の量定に関する基準を定めたものであります。

職員の非違行為に関しては、懲戒権者が、これ首長でございますけれども、この指針に基づき、

非違行為の動機や態様、状況、結果、懲戒対象者のこれまでの処分歴、非違行為について、故意、過失の程度、他の職員や社会に与える影響等を総合的に判断し、処分を決定いたします。

なお、御指摘のように、非違行為を行った職員が、管理又は監督の地位にあるなど、その職責が特に高いときなどは、標準例に掲げる処分の種類より重くなる場合もございます。

このことにつきましては、1月24日の市議会1月第2回会議において、総務部長が答弁を申し上げたところでございますけれども、この壱岐市職員の懲戒処分に関する指針につきましては、地方公務員法を根拠法令として定めているものでございまして、地方公務員法第4条第1項に、この法律の適用を受ける職員は一般職に属する全ての地方公務員と規定されております。同条2項には、特別職に属する地方公務員には適用しないと規定されております。このことから懲戒処分に関する指針は、特別職である市長には適用されないということでありまして、地方自治体の首長に懲戒処分を行う根拠規定はないということを改めて申し上げたいと思います。

そのようなことから去る2月10日、今、森議員が御指摘であったようでございますけれども、市議会2月会議において、議員各位並びに市民皆様に対し、私が考えた4つの責任について御説明を申し上げたところであります。繰り返しになりますけれども、1つに刑事的責任、2つに民事的責任、3つに道義的責任、4つに政治的責任であります。

このうち、自治体の首長として市政に混乱を招いた道義的責任を明確にするため、3月会議において、しかるべき議案を提出する予定であるということを申し上げたところでありまして、今回、壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定に係る議案を提出したところでございます。あくまで自らの判断による減給措置であるということを御理解いただきたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 御答弁どうもありがとうございます。

先ほど、その法的には、特別職には適用されないというお話をされておりましたが、適用してはいけないのではなくて、適用されないのと適用してはいけないのとまた違うと思うんですね。言っている意味は分かりますかね。

要は、今回、白川市長は、御自分でその責任を取るというお話で、道義的責任を取るというお話で減俸10%を提出されているわけじゃないですか。先日のお話の中にもありましたが、政治的な進退をどうするか悩んだというお話もありましたし、その中で、今回御自分でその責任の取り方の重さの度合いというものを決められていると思うんですね。

例えば、これもちょっと質問ですけれども、もし建設部長が今回この入札で非違行為があったという場合というのは、恐らく壱岐市の懲戒基準と照らし合わせると、免職になるのかなというふうに思うんですけれども、そういった壱岐市の基準に照らし合わせたときに、この処分になる

というものを自分、御自身に適用しなかった理由というものを伺いしております。よろしくお願ひします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） ただいまの建設部長だったら免職になると。それは何をもってそう言われたのかと思っております。これは民事裁判でございます。刑事ではない。罰則ではない。まずそのことを申し上げておきます。

そして、私は、先ほど適用しない、してはいけないということではないということですが、適用しないというのは、しないということだと思っておりますし、当然そういうことで、先ほど非違的な事例、非違的行動した場合の全国的事例等々を、全国的事例を参考にしてその量定を決めると申しましたけれども、その例が私は恐らく適用された市長はいないんじゃないかと今思っているところであります。もしあったらお知らせ願ひたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 御答弁ありがとうございます。

市長は、その刑事的責任とその民事のお話を、もちろん分かれているんですけども、分けてお話をされておりますけれども、民事その裁判においては、その国家賠償法違反というものが明確に判決で出ているじゃないですか。そこに関して、例えば一般職の人間だった場合というのは、今回と同じような判決が出たときというのは、壱岐市の懲戒基準に照らし合わせて免職だったり停職にはならないという認識でよろしいですか。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 森議員の御質問にお答えします。

処分ということにつきましては、先ほど、市長もずっと説明をしておりますけれども、根拠規程というのがいるわけですね。結局、処分権者、だれが処分をするのか、そういうことに基づいての決定になりますので、できるとか、しないとか、そういうレベルのものではないと思っております。

特別職の地方公務員について、処分ができないということはないと思います。現に地方自治法施行規程の中にその条項がございます。ただし、その条項の適用を見た場合においても、市長、その自治体の首長に対する適用根拠部分はないということで、現在、市長に対する処分規程というのは見当たらないとが、見当たらないというよりもないということでお答えをさせていただきたいと思ひます。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） ありがとうございます。

昨日の議案質疑の中でも議論、質問と御答弁がありましたけれども、今回のケースというもの

を全国の自治体に照らし合わせたときに、このぐらいにするのが適当じゃないかという御判断と  
いうことでよろしいですかね。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） そういうことではなくて、自らの責任で、いわゆるこのことを忘れない  
と、任期いっぱい忘れないということで、24か月の10%減額を提案したところでありまして、  
これはあくまで私の判断でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 御答弁ありがとうございます。

もちろん、昨日もいろいろ質疑と御答弁があった中で同じ話を聞いているんですけども、そ  
の私の判断をするに至ったその判断の考える材料として、その全国の自治体の似たケースという  
ものがあったということではないんですか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 全国のものを参考にしたとか、そういうことはございません。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 分かりました。どうもありがとうございます。

それでは、僕の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔森 俊介議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって森俊介議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時50分といたします。

午後1時36分休憩

午後1時50分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4番、山口欽秀議員の登壇をお願いします。山口議員。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 4番、山口欽秀が一般質問を行います。

まず、ロシアの政府のウクライナ侵略、これは主権尊重、領土保全、武力行使の禁止を義務づ  
けた国連憲章、国際法に違反する重大な犯罪であると考えます。戦後、国際社会の平和秩序を破  
壊する行為であり、許されるものではないと考えます。

また、プーチン大統領が核攻撃を辞さないという点でも許されません。ロシアは即刻ウクライ

ナからの撤退をすべきだと考えております。

この危機を乗じて、核の共有の議論が国内で起きている動きに疑念を感じております。核に対して核で応える核戦争につながる考えであり、日本国憲法非核三原則を持つ日本国としては、あってはならないと考えております。

平和的解決を求め、世界の反戦平和の世論を広げ、ロシア軍のウクライナからの撤退を求めて一般質問に入っていきたいと思っております。

まず、一般質問で2つの点がありますが、1つ、健やかな子どもの成長、豊かな教育の実現のための支援について質問をいたします。

コロナ感染の広がり6波の中で、小学校、保育園、感染者が多く出て、子供たちも含めて先生、保育士さんたちの苦労は大変だというふうに考えます。

こんな中で先生方、そして子供たちの生活、安心して学校生活が送れるように支援するのが政治の責任であると考えております。

とりわけ、先生は日々の子供の触れ合いの中で問題のある子と向き合い、また保護者とも向き合って相談事等に応えていく大変な悩みも抱えながら、ストレスを抱えた生活が一層このコロナ禍の中で増えているというふうに考えるわけです。

全国的にもいって、先生が病気で休んでいるという状況が年々大きく広がっているのが現状です。平成28年のデータしかありませんが、全国で7,000人を超す休職者があって、そのうちの4,800人を超す、半分を超す先生が精神疾患で休んでいると、このような状況であります。

一旦休んだ場合、復職する——なかなか難しい。復職した方は38%程度にとどまっている。引き続き休職が44%、退職した方は18%と、このような実態に学校の先生は置かれているわけです。

このような状況の中で、先生たちへのきめ細かな丁寧なフォローが求められている場合が多いと感じるわけであります。その点で、先生への支援についてお聞きします。

その1つの例として、昨年壱岐に新任として赴任された方が、県の研修会で悩みを打ち明けられて、その後、本人と学校長が教育長に呼ばれて事情を聞かれたと。その後、本人が入院あって学校を休んでいる状態が続いていると、このようなことが聞き及んでおりますが、この先生への教育委員会としてのフォローです。

そして、これまでの対応での問題点や反省すべき点、このようなことがあると考えますが、どのようなお考えでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 2番、3番もどうぞ。

○議員（4番 山口 欽秀君） 続けてですか。

○議長（豊坂 敏文君） はい。

○議員（4番 山口 欽秀君） できたら1問ずつお願いしたいのですが。

○議長（豊坂 敏文君） いえ、3問までいきます。

○議員（4番 山口 欽秀君） そうですか。

2点目、これは先日行われた市のPTA連合会の皆さんとの懇談の中で出された問題であります。

平成30年度からいきっこ留学生の制度が始まっております。それに関わることで、年々いきっこ留学生が増えております。それに関わって、いきっこ留学生が初めての壱岐に来て、初めての学校で戸惑いながら様々な問題にぶつかりながら学校生活をしているわけですが、やっぱり留学生が朝来れないと、そういう場合には担任の先生が家庭に行くというようなことがあって、学級の生徒を取り残していくと、そういうことがあるそうです。

多分代わりの先生が見るでしょうけども、そういう大変な状態が起きているという状態を聞きました。このような状況で、いきっこ留学生の受入れはいいんですけども、それなりの問題点、今回だと令和2年は30人、令和3年度は39人と、このような受入れですので、ここの中で起こっている問題点と、それに対して教育委員会がどのような対応をされているかということをお聞かせください。

それから、3点目であります。女子児童生徒に関わる支援であります。

コロナの広がりの中で、経済的な苦しい生活が増えている家庭が多いわけではありますが、その影響が保護者の生活だけではなくて、子供の生活にも影響が出ている。その一つの問題として、生理の貧困がこの間言われています。生理用品の購入ができずに、交換の回数を減らす、トイレットペーパーで代用するといったことが起きているということで、支援の輪が広がっております。

子供たちが安心して通学できるように、女子のトイレの個室に生理用品を置く学校も広がっているわけであります。教育委員会としてこの生理用品のトイレ設置について、検討されたというふうに聞いておりますので、どのような検討がなされて、どのような結論になっているのか、お聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 山口欽秀議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 4番、山口欽秀議員の質問にお答えをいたします。

1つ目の質問は、壱岐市に赴任した新任教師のことですが、この新任教師は現在長崎市の自宅から通院加療をしております。10月に、次年度に向けての人事異動に係る意向調査を連絡を取り、実施をいたしました。

本人からは、「地域間移動はしたくない。現任校で勤務年数を満了して長崎に帰りたい」、そ

う明確に書いてまいりました。気持ちが不安になるときも時々あるが、健康を回復して職務に復帰したい気持ちを強く持っています。

気持ちを切り替える区切りとして、3月31日までは休んで、4月1日から復帰するよう準備をしているとのことでした。3月1日に電話をしたときも、声も明るく、はきはきと答える様子は、健康の回復ができたと感じました。

一昨日の3月7日には、本人から復職願の文書が届きました。4月1日から復職をしたい。2名の医師の診断書も具備されておりましたので、壱岐市教育委員会は手続を滞りなく進め、4月1日からの復帰に対応しております。

学校における業務の内容等についても。「負担過重にならないよう人材を配置して、復帰できる条件整備も整えております。

壱岐市教育委員会と学校は、連携して将来ある若い教職員を育てていくため、誠実に対応してまいります。

議員がおっしゃる経過とかいろいろなことは、個人のプライバシーに関わりますので、この場では取り上げることはできないと思いますので、いろいろお尋ねになるときは、私のほうに直接来ていただいて、物事を進めていきたいと考えます。

2つ目の質問ですけれども、いきっこ留学制度は、お話のように平成30年9月から開始し、これまで延べ94名の留学生を受け入れました。特に、3つの留学タイプを用意した特色あるこの取組の中でも、里親留学を希望する方には、特段の配慮をしてくれています。

つまり、親子留学とか孫戻し留学で来られた方は、ほとんど予定の年数までしっかり留学をしてお帰りになります。里親留学生は、初めが1名、次の年が13名、次の年が15名、今年度が17名と、延べ46名を受け入れております。

壱岐市のこの制度の特徴は、年度途中からでも留学希望をされて、いろいろな事情をお持ちの場合は、お話をしっかり聞かせてもらい、その都度対応をしております。設定した募集期間を過ぎたの問合せや年度途中からの留学の希望にも誠実に対応し、事前に見学をしていただき、学校とか里親のところを実際に親子で目で確かめていただいて、対応する職員が案内をする中で、自分たちで学校も里親宅も決めてもらうという方法を取って、長続きできる里親留学を目指しております。

当初の担当職員のみでは手いっぱいになったことから、市の力を借りまして地域おこし協力隊として離島留学コーディネーターを募集し、令和2年2月に配置をいたしました。

ちょうど丸2年、その業務に当たっていただいておりますが、この離島留学コーディネーターがなす主な業務は、1つ、情報発信業務、2つ、いきっこ留学の事前見学の対応、3つ目に、留学生等関係者を含むケア及び調整、4つ目に新規里親の開拓、この4つを主な業務にしております。

す。

支援体制としては、離島留学コーディネーターを主担当として、特に先ほどから申しますように里親留学の児童生徒の壱岐での生活の相談相手、学校と里親、実親との連絡調整を実施しています。

また、留学生が在席する小中学校においても、定期的に連絡や訪問を行い、関係教職員との連携を図っています。

お話のように、慣れない環境で学校生活を始める留学生が安心して留学生活を送ることができるよう努めているところですが、御指摘のようにこの里親留学で来られる子供さんたちは、いろいろな事情を抱えた子供たちが約半数おります。

これまで学校になかなか行けない、足が遠くなっている、条件を変えることによって、この子の大事な中学校生活等を取り戻したいと、そういう親さんたちの思いをお聞きすると、何とか預かって壱岐市の学校で取り戻してほしいという思いになって取り組んでおり、学校のほうにも少し負担はかけていると思いますけど、一緒に育てましょうと、そうすることで壱岐市のとてもよい宣伝になりますということで、お互いに力を寄せ合って進めております。

大変御迷惑はかけていると思いますが、教育委員会としても精いっぱい学校の状況も聞きながら、せっかく来ていただいた留学生ですので、よい印象を持って帰っていただきたいと。

前に議会でも答弁しましたが、壱岐市の学校については何の文句も言われませんでした。でも、里親宅はやはりどうしても生活の違いが、文化の違いがあって、その辺でなじめなかったというのが途中でお帰りなる場合の原因になっていると受け止めております。

3つ目の質問ですけども、生理用品の女子トイレの設置については、テレビ等の報道にもよって私どもも承知をしているところで、このことを受け、壱岐市教育委員会では各学校に聞き取りも行っております。

また、幸い中学校は2名の女性校長がおりますので、そういった意味では子供の気持ちに寄り添った形でいろいろなことを話してもらっております。今のところ、保健室に数種類の用品を準備しておりますので、子供たちには急な対応が必要になった場合は、保健室にもらいに行くような指導は、かなり徹底ができていますと伺いました。

学校のほうからも、今のところ特段買えないとか、準備が遅かったとか、そういう報告は受けてはおりません。

しかし、議員がおっしゃるように、今後家計への状況が苦しくなったり、安心感が持たれない学校生活の中で、ちょっとした不始末等が起こることがあってはなりませんので、観察等を丁寧に行いながら、学校と市教委の連携の中で適切な対応を心がけ、この問題については対応ができると考えておりますので、今のところトイレに常備生理用品数種類を置くというところまでの考

え方には、至っていないことを申し上げます。

先ほど申しますように、中学校においては特に保健室だけではなくて、各学年に女性の教諭が配置されておりますので、その担当者がその用品等は具備しており、各階等で必要なときには対応できるような姿勢は取っております。

以上でございます。

[教育長（久保田良和君） 降壇]

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 第1点目ですが、先生たちも大変な中で日々苦勞していらっしゃる。そういう中で、いろいろ悩みもある。それに対してストレスをためていって、病気になる先生もいるわけです。

そういう中で、ここ1つ挙げたその先生の例ですが、やはりきちっとした寄り添う形での対応が初期から必要ではないかなと。何か急な問題で対応されるのではなくて、やっぱり先生の状況なりをきちっと踏まえた上での対応がなされるのが、問題を大きくしないことにつながるのではないかなというふうに私は思うわけです。

そういう面で、この先生のやっぱり最初久保田先生が教育委員会に呼ばれて聞かれたと、そういうようなことから始まっているわけですが、その後、休まれ始めて長崎に帰られて、今聞かれると電話でというようなことですが、直接会って本人の状況とか、そういうフォローというか、温かいフォローというのはなかったんだろかと。

そして、今後4月に復帰されるということですが、なかなか長期に休むと苦しいかなというふうに思うんですが、何か特に対応を考えられていると、支援するということがあるのか、その点をお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

○教育長（久保田良和君） 議員がいろいろお考えになるのは分かりますが、物事には経過、事実があるわけですね。その事実について十分把握できるわけがないわけで、把握しないでお話を進めていただいているところがあるということは、御承知ください。

先ほど言うように、プライベートに係ることですので、私のほうとしては特段言いにくいところがあります。ただ、一つ今言われた直接会うことは、向こうのほう拒まれます。それも本人ではなくて、お家の方が拒まれます。そして、最初に長崎にお帰りになるときも、本人が帰りたいたったわけではないんです。保護者が帰してくださいという言い方からスタートしております。

こういった形の部分が今大学まで自宅から通うとか、恵まれた生活をした方の中の態勢の弱さといいますか、あるいは最初からこういう島に来る気持ちがなかったとかというようなことと、ど

こかつながっているような状況は起こったと、複合されていると捉えておりますので、それ以上はちょっと詳しくは申し上げられませんが、お話のように4月1日からしっかり復職できるように連絡を取りながら、先ほど言う条件整備をして進めているということを理解ください。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 人様々な境遇の中で、いろんな思いがあるということをしっかり受け止めていただくというか、その点でやっぱり新任の先生への対応、今後も新任の先生が壱岐に見えると思いますし、現職の方も日々教育活動の中で悩まれることも多いわけですから、教育委員会としてやっぱりこの寄り添う形でぜひ接すると、そして育てると、そういう立場でフォローしていただくことを強く求めて、第1点目の質問を終わります。

2点目、いきっこ留学生の実情についてもお話し頂きましたが、コーディネーターが2人いらっしゃるということですが、特に里親留学の人数がかなり増えている。

その分、いろんな思いを持った子供がいるということですので、そのコーディネーターの情報、事前、特に僕はケアをどうしていくかというところで必要な手当が、やっぱり15人、17人と増えているわけで、もう少しこのコーディネーターを増やして、それから特別支援だったらその支援員をきちんと置いて、対応するというふうなことがなされるわけで、やっぱりもう少し実情に合わせた形でのコーディネーターの増員を含めてできないのか。

ある学校で言うと、そこにいきっこ留学生がいるかどうか分かんないんですけども、「その10人を満たない職員の中で、2人もその出張なんか抜けると、もう学校は大変だ」と、「残った先生は」と、そういうふうなことが言われるわけですから、やっぱりこのいきっこ留学生が何かで悩んで、家庭訪問するというようなことでの原級クラスがおろそかにならないような、やっぱりそういう気配りの支援が必要だと思いますが、そのあたりの検討どうでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

○教育長（久保田良和君） いきっこ留学のコーディネーターについての増員についてのお考えも、ありがたく受け止めております。実は、ちょうどこの3月から残り1年の任期に差しかかっておりますので、その後はぜひ続けてほしいという気持ちと、加えて、増員できればもっともったいいきっこ留学制度の整備につながると考えておりますので、次年度のときにまたそういう要求をしましたときには、ぜひ御賛同頂いて、この運動の取組に御協力頂けたらありがたいと思います。

ただ、後段にお話になりました学校の教職員の数は、もうこれは決まっておりますので、小規模校の学校における教職員の出張等についても、二重、三重にならないように、しかし年休とか等は突発に起こったりしますので、そういう中でも適切な子供の教育が確保できるように、学校と連携を取りながら進めてまいります。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ぜひ状況に合わせて支援を手厚くして、学校の先生も原級クラスを丁寧に見られるし、里親に来た子どもやっぱりきちっと壱岐で生活して、学校生活が元気に送れるようにという体制、気配りをぜひ強めていっていただきたいというふうに思います。

それから、3点目であります、検討はされたと、しかし保健室や職員室に置いてあるということではありますが、なかなかこれ微妙なっていうか、気楽に「くださいよ」とか、あるふうなことではないというのがね、やっぱりこの女子生徒の生理の生理用具の問題であるというふうに思うわけですけれども、それはそのお金がないとか、家庭の経済状況についてもあまり触れられたくない、そういう状況もあるわけですから、そういう意味では、その個人のプライバシーに関わるような状況が、やっぱり深刻に子供たちの中にあるという受け止めが、今のコロナの感染拡大の中で必要ではないかなと思うんですね。

今までどおり保健室にあるよ、それで必要だったら取りにおいでというような対応から一歩進んで、やっぱり全国では気楽に、安心して学校に行って、もうトイレに行けば必ずそこにあると、そういう安心感が求められると思うんですよ。

家庭によっては男親もあって、男親にとってはなかなか理解ができてにくい内容ですのでね、なかなかその生理用品を買ってと、そういうことも言えないというような、いろんな子供たちの悩みや不安を取り除くためにも、生理用品をトイレに置くということが全国的な流れなんだと思います。

これは、最近言われているジェンダー平等の点から言っても、トイレトペーパーは無条件に置いてあるという、やっぱり女性にとっては同じような位置づけにもならないでしょうか。そういう意味で、検討はされて、残念ながら設置に至ってないということですが、設置の方向でもう一回金銭的に大きな財政負担になるというふうには思わないし、例えばその災害避難所での物資の中に、生理用品はあるんでしょうか。これちょっと聞かせていただいてもいいでしょうか。災害の避難の備蓄用品の中に、生理用品は置いてありますか。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） すいません、備蓄用品の中に生理用品の項目が今カウントされておるかどうかが、今ちょっと即興では答えできないと思いますけども、そこら辺も今後考慮しながら、対応しなければいけないと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 壱岐市では分からないということですが、ほかの自治体ではその避難したときの備品の中に、生理用品はちゃんとあるそうなので、それを有効利用している自治体もありますので、ぜひその子供たちがどういう生活をしているか、どういう思いなのか

というのをね、やっぱり受け止めていただくというのが大切かなと。

今回、私がこの第1点目に健やかな子どもの成長、豊かな教育の実現、そのためには、ちょっとしたやっぱり配慮、ちょっとした思いやりをもとに接することでできることも多いんじゃないかと、そういう実態を見ていただいて、今後の予算の中での審議にも私も声を上げていきたいなというふうに思っている次第です。何かありますか。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 先ほど山口議員から御質問を頂きました生理用品につきましては、現在市のほうでは7,200枚備蓄をしておるところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ありがとうございます。財政的にいろいろということであれば、そのあたりをちょっと利用して、1回試行的にやってみるとか、そういう点もお考えにさせていただけると、と思いますので、よろしくお願いします。

じゃあ、大きな2点目について質問をいたします。

壱岐市は、SDGsを推進するというので、さまざまな施策をしております。その中で、どの、特に第3次壱岐市総合計画等を見ても、人口減少対策にどうするかということが書かれているわけでありまして。その人口減少をどう止めなければ、やっぱり壱岐のその労働人口とか、それから経済とか、かなり落ち込むわけですけれども、人口減少対策、特に白川市長が進められる人口減少対策をコンパクトに報告お願いできますか。すいませんが、お聞かせください。お願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 山口議員の人口減少対策についての御質問にお答えをいたします。

本市の人口減少対策といたしましては、その計画としてただいまお話がございました第3次壱岐市総合計画を人口減少問題の克服と地方創生を主眼としたまち・ひと・しごと創生総合戦略の計画を取り込んだ計画といたしまして、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない協働のまちづくり」をスローガンに、人口問題、そして地域経済の活性化、多様化する市民ニーズへの対応など、多くの課題解決に向けたそれぞれの目標を掲げ、この人口減少対策を市政の最重要課題として取り組んでいるところでございます。

具体的な取組といたしましては、人口減少対策の大きな要素の一つである雇用の創出については、午前中に土谷議員の一般質問にもありました有人国境離島の施策の中で、雇用機会拡充事業として、平成29年度から令和3年度まで、現在219人の雇用が確保されており、さらに本事

業の中でも、テレワークを活用した事業も上がってきております。令和4年度以降も引き続き取り組んでまいります。

また、新卒者やU I ターン者などの市内企業への就職の促進を図るために、市内に就職をされた本人に対し、奨励金を交付する壱岐市就職奨励金や、新卒者U I ターン者等を雇用した企業に対し、補助金を交付するふるさと就職支援事業補助金、また昨年8月には高校教員向けの市内企業訪問を、11月に高校生向けの市内企業説明会を実施するなど、若い世代が本市に残るU I ターン者が、本市で就業するきっかけづくりを引き続き推進をしてまいります。

また、人口減少対策としては、結婚して子育て環境の充実も大きな要素の一つでございますが、このうち未婚化及び少子化への歯止めをかけるための婚活事業につきましては、これまで触れ合い交流事業として婚活イベントなどを実施いたしておりますが、特に令和2年度と令和3年度は、コロナの影響などによってイベントなどが制限をされ、思うようなイベントの実施ができない状況にあることから、令和4年度については、その内容を見直し、新たな取組として商工会女性部が中心となり、婚活を支援する壱岐島縁結びサポート事務局が専門アドバイザーに委託して実施する月1回の結婚個別無料相談会に市も参画をし、長崎県婚活サポートセンターとの連携を図りながら、成婚までのきめ細やかなサポートに取り組むことといたしております。

また、今後はマッチングアプリを活用した婚活支援についても研究をしてまいります。

このほか、成婚奨励金や壱岐市結婚新生活支援事業など、結婚支援について引き続き取り組んでまいります。

次に、移住定住対策といたしましては、特に住居対策が求められることから、島外通勤等の交通費の助成、そして移住者の方の住宅取得、そして移住費用の支援を、そして空き家の改修補助など、定住促進事業として令和3年度においては9事業、約2,360万円の補助を実施するなど、施策を展開し、現在までに404人の移住、定住が実現をしたところでございまして、本事業についても、引き続き取り組んでまいります。

このほか、ワーケーションや逆参勤交代などの新たな発想での関係人口を増加させる取組などの施策についても、引き続き積極的に取り組んでまいります。

人口減少対策は、議員お話のように、幅広い分野に関連をしていることから、今後も長崎県をはじめ関係機関や団体等と連携を図り、人口減少対策に取り組んでまいります。

子育て支援の観点の分につきましては、市民部からの答弁になります。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） そうですか。手短にちょっと時間、どうぞ、すいません。

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 4番、山口欽秀議員の人口減少対策に係る子育て支援の観点からの御質問にお答えをいたします。

壱岐市では、安心して子育てができるよう、保育所等の保育環境を整えるとともに、独自の事業として出産祝い金や医療費の助成など、経済的支援を行っております。

まず、出産祝金でございますが、次世代を担う若者の定住を奨励し、家庭における生活の安定と幸せな地域づくりを進め、市政の繁栄と住民福祉の向上を目的として、お子様を監護する保護者が第2子以降を出産し、その後引き続き3年以上市内に居住する意思がある場合、出産祝金として第2子へ3万円、第3子以降10万円を支給しております。

次に、医療費の助成でございますが、福祉医療制度のうち、乳幼児医療とこども医療において、乳幼児医療は県併用事業で、生まれてから小学校入学前の乳幼児を対象とし、こども医療は市単独事業で小中学生を対象に助成を行っているものです。

どちらも月別、医療機関別で自己負担があり、1回800円、2回以上は通算1,600円を上限とし、それを超える部分を助成するもので、県下全市町が実施しております。

壱岐市では、これに加えて3歳未満の時間内診療の自己負担分を独自に助成しており、この部分については、完全無償化となっております。これは、県内で壱岐市が初めて平成21年度から実施し、五島市が平成22年度から実施しておりまして、県内では2市のみでございます。

こうした独自の事業や各種施策を展開し、子供を育てやすいと思っただけのまちづくりを進め、事業内容や子育てに関する情報をホームページや広報紙等を通じてPRし、定住促進にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 壱岐市もこれは平成27年度に少子化対策強化のためのアンケートという形で取られた冊子があります。これを見させてもらおうと、その壱岐の高校生も、将来1回大学出ても壱岐に帰って来て仕事をしたいと、そういう希望が60%を超しているということですので、そういう期待に応えるような施策が必要かなというふうに思うわけですね。

第3次総合計画、これも大きなその分野まで広がって、様々な計画がありますが、主な課題として人口問題への対応ということで、大きく2ページ立てであります。この中で、少子化対策で転入者を増やす、若者の転出率を下げていくと、このようなことが語られていますので、やっぱり今言われた施策は重要だなというふうに思うんですが、その中でどうでしょう、これを見られたことはありますか。市長、見られたことがありますか。

田舎暮らし、住みたい田舎ベストランキングという、これ年に一度出されているんですけども、壱岐市も載っているんですよ。壱岐市も1万人以上3万人未満の部門のところで、いろんなアンケート結果という、何と15位なんですよ。全国で15位ですから、僕はすごいなというふうに思ってもいいかなと思うんですが、この中のトップ、これは大分県の豊後高田市が3年連続トップなんですよ。

やっぱりこういうトップがなぜみんなから支持されるのか、田舎暮らしということで、いろいろ移り住んで生活して、豊後高田市は人口が増えているんですよ、はい。

その中で、どこが壱岐と違うんだろうということを見てみると、ほかのところもそうなんですけども、共通して言えるのは、子育てに対して手厚い支援があると、当然結婚とか、住居とかもあるんですけども、子育てしやすい環境をどうつくるかということに目配りしているんですよ。

若いお母さんたちがそこに来て、子育てをしながら働いていける、そういうところにきちっと応えているのが、その上位ランクだというふうに思うんですが、そういう面で今度県知事になった大石県知事が、18歳まで医療費無料にするよと、まさにそれ子育て支援にバッチリ合った支援だというふうに思うんですけども、そういう意味で、その子育て対策として思い切った子育て支援というのを考えられたらというふうに提案いたしますが、どうでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 子育てしやすい島というのをやっぱり目指すというのは、大事なことだと思っています。今山口議員おっしゃったことも含めて、いろいろ検討させていただきたいと思っています。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ぜひ検討していただくということで、壱岐市様々な総合計画とか、いろんなビジョンとか、いろいろ冊子があります。以前の議会で白川市長は、「それは理念だよ」というふうに言われましたが、理念ってどういうふうで白川市長言われたか、ちょっといろいろ考えましたが、理念あって、その理念の基に実行して実現すると、そういう理念であっていただきたいなど。

その中で、その人口減少の将来展望という形で、まち・ひと・しごと創生ビジョンの中に壱岐市は、先ほど言われたように雇用の創出するよと、若い世代の就労、Uターンを促進するよ、まさに言われたとおりです。

それから、結婚、妊娠、出産ですね、子育ての希望ある実現をとということも書いてあります。魅力的な島暮らしの環境づくりに移住の促進をと、こういうことで、一応政策的にはやられていることがここに載っていますので、そうだなというふうに納得しながら、やっぱり今足りないのは、先ほどここで触れましたように、子育て支援をしっかりして、いろんな地域で子育てができ

て、壱岐で暮らしていける、そういう環境を育てていただきたいと、そういうふうに思うんですね。

そういう面で、ひとつ注文ですけれども、その保育所の統廃合を言われている。これは、このビジョンと逆行するのではないかと、そういう思いを強くするわけであります。

ぜひこのまま人口が減ったら、農業人口、様々な人口が減ったら、人手不足で大変です。今でも介護施設でやっぱり人が減って、私の母親なんか週2回入っておったお風呂が1回しか入れない、こんな状態が介護施設で生まれたり、それから、農業のほうも高齢者ばかりで、土地の整備が大変だと、そういう声が聞こえるわけです。

人が減れば売上げも減って、経済力もどんどん落ち込むということですので、やっぱり人をどう増やすか、人口減少対策ですね、これはもう本当に日本の国のやっぱり課題でもありますし、壱岐での課題でもありますので、ぜひその抜本的な、地方創生ということでこの間、安倍内閣が進めてきて、いろんな補助金出ておりますけど、東京一極を是正すると言いながら、結局地方創生で一極集中を止めることができてないんですね。

結局、田舎から東京へ人口が増えていますので、その流れを止めるためには、これまでの発想を変えていただきたい。その発想が、子育て中心にお金を費やす、それから、お年寄りがいろんな負担が増える、医療費が増える、介護保険が増えるって、結局消費するお金がなくなっているわけですね、財布から出す、買物する。

そうすると、壱岐のスーパーで買う買物はどんどん減っている、これこそ人口減少の悪循環でありますので、消費をどう市民の懐を温めるということでいくと、やっぱり市民に手厚い保障しながら、コロナ対策もありますけども、ぜひ市民生活を守るための施策をもっとしていただくことをお願いしまして、一般質問を終わらせていただきます。どうも。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、山口欽秀議員の一般質問を終わります。

---

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、明日3月10日木曜日午前10時から開きます。

一般質問で4名の議員が登壇予定になっています。壱岐市ケーブルテレビ、壱岐FMにて生中継をいたします。市民の皆様におかれましては、御視聴頂きますようによろしく願いをいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時39分散会

---